別冊１

# ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務

（新田二丁目他４団地）

# 団　地　概　要　書

独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ
城北住まいセンター

# 目　　次


頁

新田二丁目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3

ハートアイランド新田一番街 ・・・・・・ 4～6

ハートアイランド新田二番街 ・・・・・・ 7～9

ハートアイランド新田三番街 ・・・・・・ 10～12

ハートアイランド新田四番街 ・・・・・・ 13～15

東京都足立区　　しんでんにちょうめ

# 新田二丁目

## リニューアル　　UR賃貸住宅

●**管理開始**／昭和51年12月

●**住居表示**／〒123-0865 東京都足立区新田2-3-16 新田二丁目団地○○○号室

●**交　　通**／東京メトロ南北線「王子神谷」駅下車、徒歩14分
　　または、都営バス「王41・49・55系統」約4分「環七新田」バス停下車、徒歩2分
JR京浜東北線・東京メトロ南北線「王子」駅下車、都営バス「王41系統」約15分
「環七新田」バス停下車、徒歩2分

●**戸　　数**／1DK-60戸、3DK-54戸：計 114戸

●**建物構造**／鉄骨・鉄筋コンクリート造 5・9階建

●**駐 車 場**／平面式

**交通図▼**

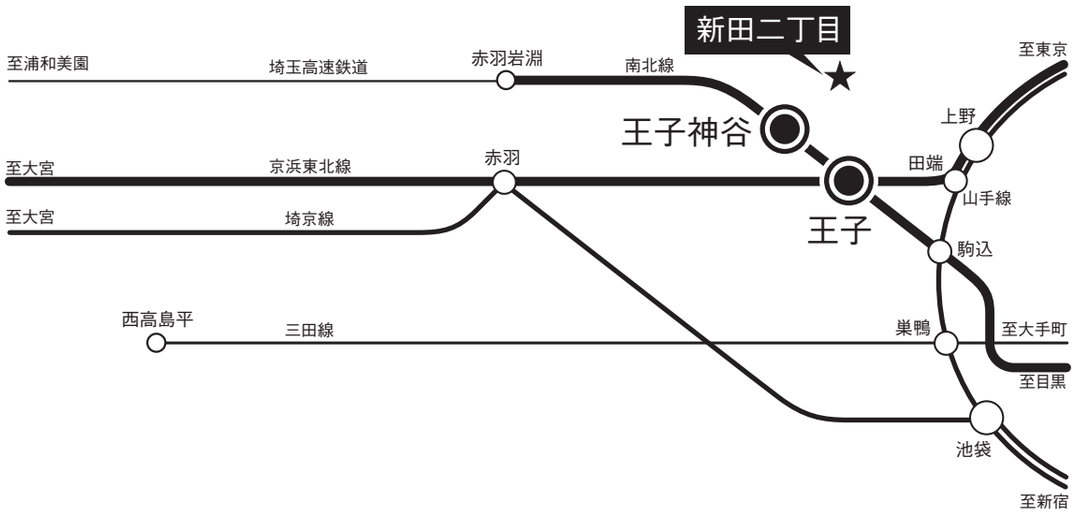


**■周辺案内図**

平成22年1月現在

■ 配置図

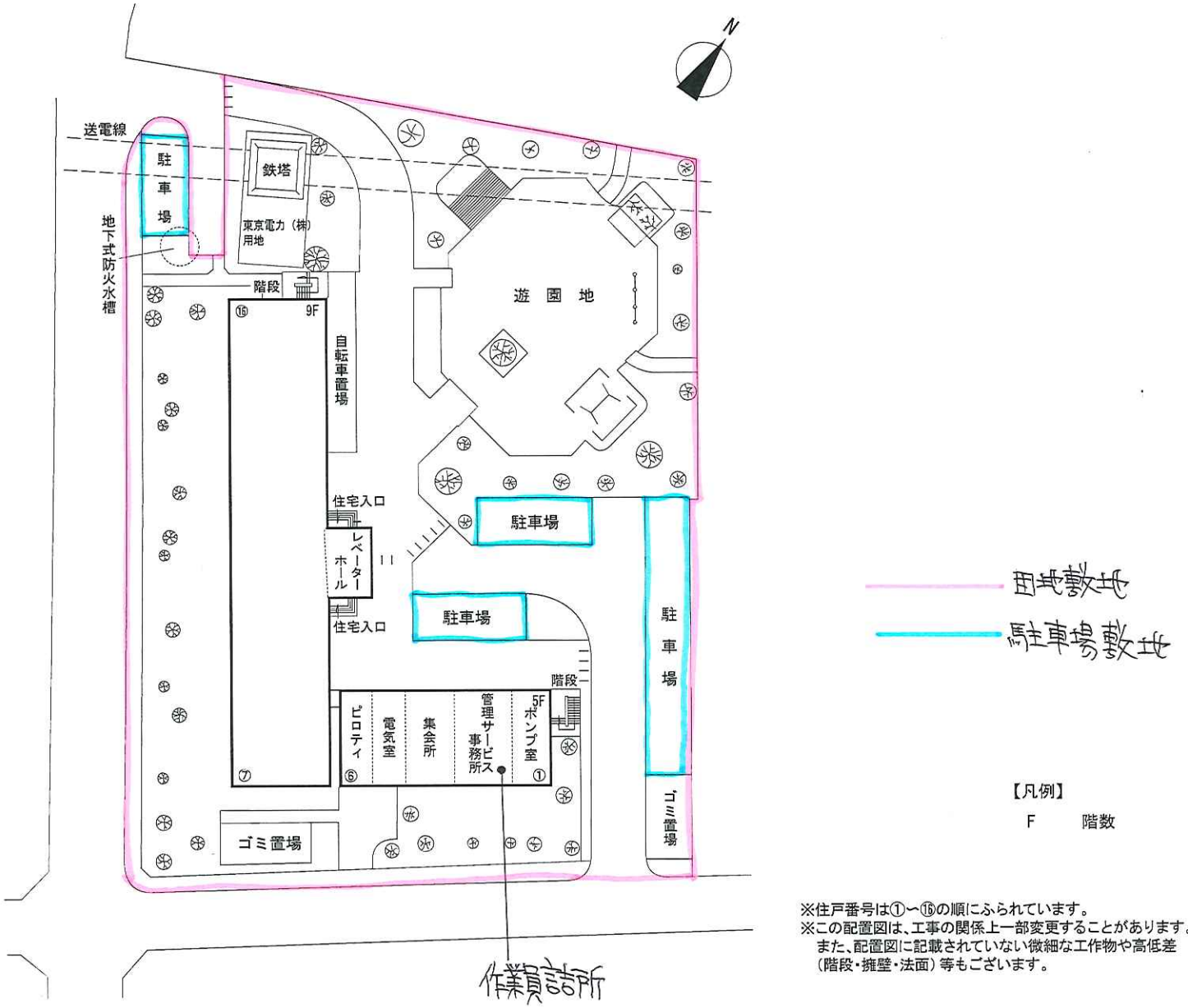


※住戸番号は①～⑮の順にふられています。
※この配置図は、工事の関係上一部変更することがあります。
また、配置図に記載されていない微細な工作物や高低差（階段・擁壁・法面）等もございます。

# 団地概要(物量)及び特記事項

団地名　新田二丁目

| | 項　　目 | | 数　　量 | 単 位 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 共通事項 | 作業員詰所 | | 1 | 箇所 | 別添配置図参照 |
| Ⅰ. 一般清掃作業に関すること | 敷地面積 | 団地全体 | 4,000 | ㎡ | |
| | プレイロット・グラウンド | | 1 | 箇所 | |
| | ゴミ置き場 | | 2 | 箇所 | 定点(屋内) |
| | 共用廊下の面積 | | 896 | ㎡ | |
| | エレベーター | | 1 | 基 | |
| | 集会所 | | 1 | 箇所 | 別添配置図参照 |
| Ⅱ. 定期清掃作業に関すること | ワックス清掃 | | － | ㎡ | |
| | | | | | |
| Ⅲ.駐車場清掃作業に関すること | 駐車場面積 | | 337 | ㎡ | |
| | 駐車場台数 | 平面式 | 27 | 台 | |
| | | 機械式 | － | 台 | |
| | | 自走式 | － | 台 | |
| | | タワー式 | － | 台 | |
| 【特記事項】 | | | | | |

東京都足立区　　ハートアイランドしんでんいちばんがい

# ハートアイランド新田一番街

グレードアップ　　UR賃貸住宅

●**管理開始**／平成16年3月

●**住居表示**／〒123-0865 東京都足立区新田三丁目 36-○号棟-○○○○号室

●**交　　通**／JR京浜東北線・東京メトロ南北線「王子」駅下車、
都営バス王41系統「新田一丁目」行約10分、「新田三丁目」バス停下車、徒歩5分
都営バス王55系統「新田一丁目」行約11分、「ハートアイランド東」バス停下車、徒歩2分
都営バス王45系統「北千住駅前」行約10分、「ハートアイランド西」バス停下車、徒歩4分
都営バス王55系統「ハートアイランド東（循環）」行約11分、「ハートアイランド西」バス停下車、徒歩4分
東京メトロ南北線「王子神谷」駅下車、徒歩19分
※住棟により、所要時間が異なる場合があります。

●**戸　　数**／360戸

●**建物構造**／鉄筋コンクリート造
1号棟 ： 11階建（一部7･8･9階）
2号棟 ： 14階建（一部9階）
3号棟 ： 14階建（一部9階、一部地下2階）

●**駐　車　場**／平面式･機械式

**交通図 ▶**

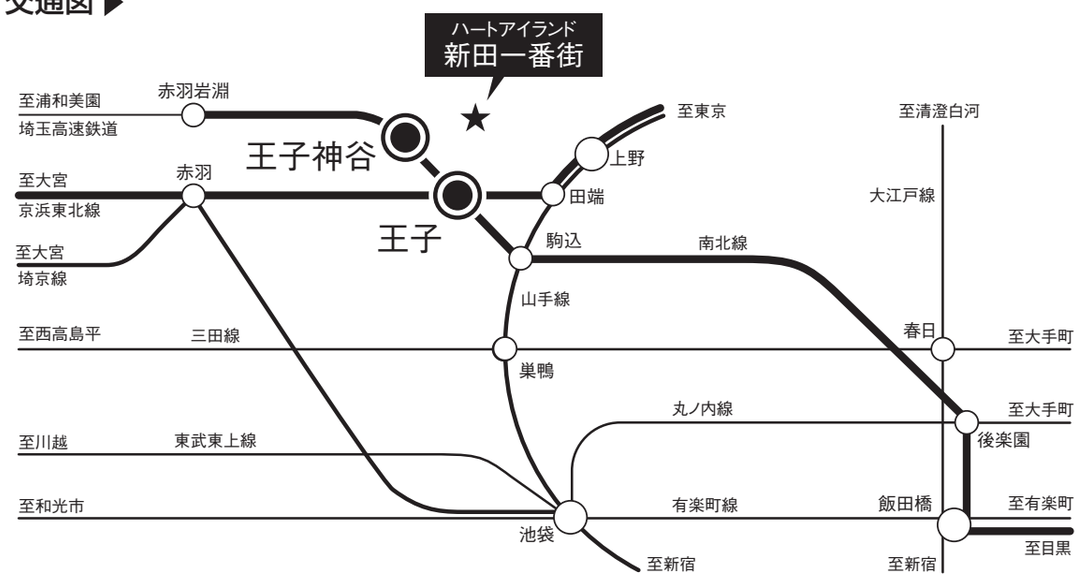


**■周辺案内図**

平成22年1月現在

20-674　　ハートアイランド新田一番街　　H28-04-07　1-1
（修正）H28-04-15

## ■ 配置図

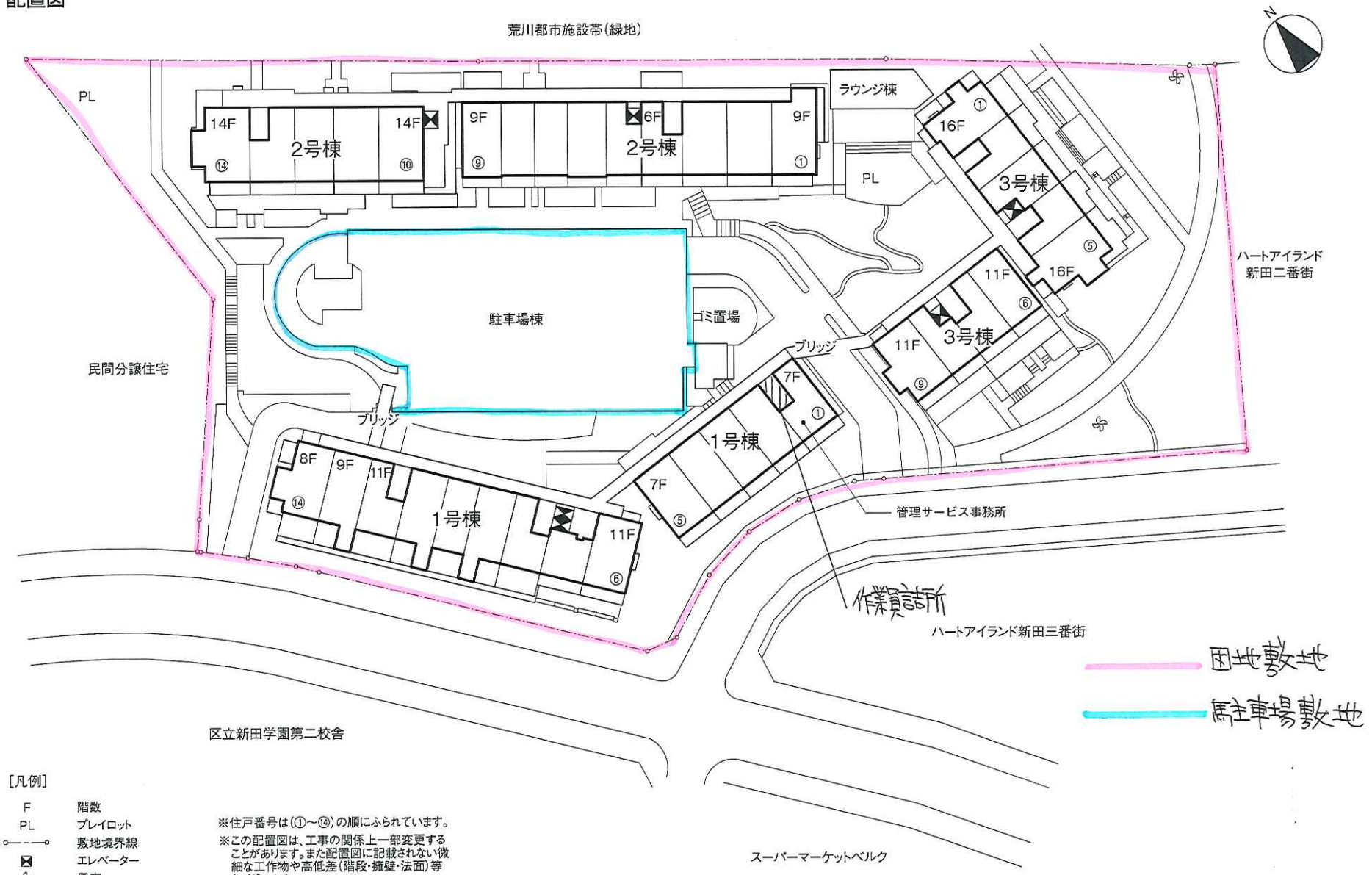


［凡例］

| | |
|---|---|
| F | 階数 |
| PL | プレイロット |
| ○－－－○ | 敷地境界線 |
| ⊠ | エレベーター |
| ✣ | 風車 |

※住戸番号は（①～⑭）の順にふられています。

※この配置図は、工事の関係上一部変更することがあります。また配置図に記載されない微細な工作物や高低差（階段・擁壁・法面）等もございます。

# 団地概要(物量)及び特記事項

団地名　ハートアイランド新田一番街

| | 項　　目 | | 数　　量 | 単 位 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 共通事項 | 作業員詰所 | | 1 | 箇所 | 別添配置図参照 |
| Ⅰ．一般清掃作業に関すること | 敷地面積 | 団地全体 | 8,000 | ㎡ | |
| | プレイロット・グラウンド | | 2 | 箇所 | |
| | ゴミ置き場 | | 1 | 箇所 | 定点(屋内) |
| | 共用廊下の面積 | | 3831 | ㎡ | |
| | エレベーター | | 6 | 基 | |
| | 集会所 | | 3 | 箇所 | 別添配置図参照 |
| Ⅱ．定期清掃作業に関すること | ワックス清掃 | | － | ㎡ | |
| | | | | | |
| Ⅲ.駐車場清掃作業に関すること | 駐車場面積 | | 3,305 | ㎡ | |
| | 駐車場台数 | 平面式 | － | 台 | |
| | | 機械式 | 117 | 台 | |
| | | 自走式 | 43 | 台 | |
| | | タワー式 | － | 台 | |
| 【特記事項】 | | | | | |

東京都足立区　　ハートアイランドしんでんにばんがい

# ハートアイランド新田二番街

＜ペット共生＞・グレードアップ　　UR賃貸住宅

●**管理開始**／平成17年3月

●**住居表示**／〒123-0865 東京都足立区新田三丁目36-○○号棟-○○○○号室

●**交　　通**／JR京浜東北線・東京メトロ南北線「王子」駅下車、
都営バス王41系統「新田一丁目」行約10分、「新田三丁目」バス停下車、徒歩7分
都営バス王55系統「新田一丁目」行約15分、「ハートアイランド東」バス停下車、徒歩1分
都営バス王45系統「北千住駅前」行約10分、「ハートアイランド西」バス停下車、徒歩4分
都営バス王55系統「ハートアイランド東（循環）」行約15分、「ハートアイランド西」バス停下車、徒歩4分
または、東京メトロ南北線「王子神谷」駅下車、徒歩19分
※住棟により、所要時間が異なる場合があります。

●**戸　　数**／計 206戸

●**建物構造**／鉄筋コンクリート造
11号棟：10階建（一部7階建）
12号棟：　6階建
13号棟：14階建

●**駐　車　場**／平面式・自走式・機械式

交通図▼

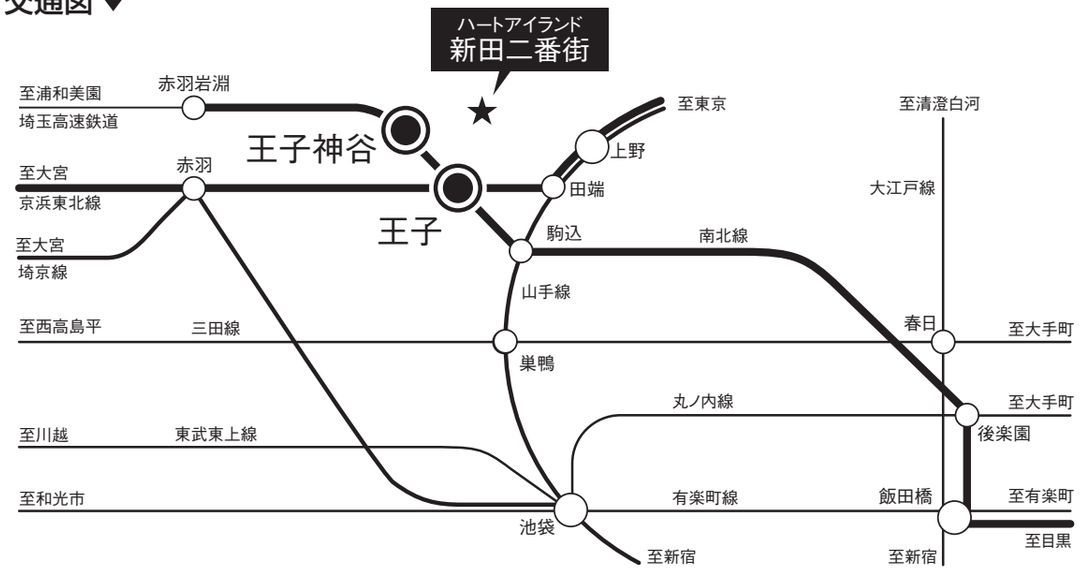


■周辺案内図

平成22年1月現在

■ 配置図

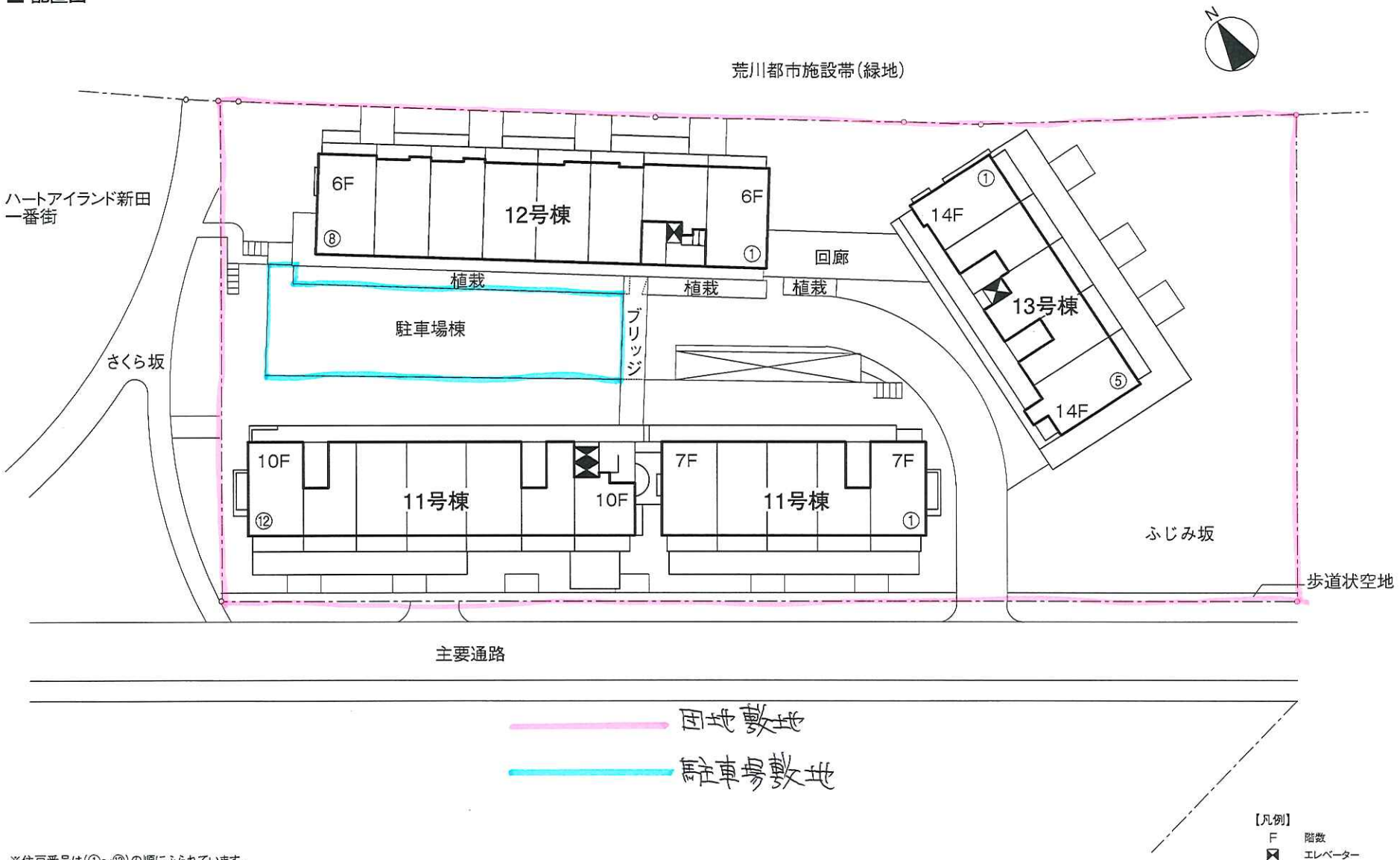


※住戸番号は(①～⑫)の順にふられています。
※この配置図は、工事の関係上一部変更することがあります。
また配置図に記載されない微細な工作物や高低差(階段・擁壁・法面)等もございます。

# 団地概要(物量)及び特記事項

団地名　ハートアイランド新田二番街

| | 項　　目 | | 数　　量 | 単 位 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 共通事項 | 作業員詰所 | | － | 箇所 | 別添配置図参照 |
| Ⅰ．一般清掃作業に関すること | 敷地面積 | 団地全体 | 3,000 | ㎡ | |
| | プレイロット・グラウンド | | 1 | 箇所 | |
| | ゴミ置き場 | | 1 | 箇所 | 定点(屋内) |
| | 共用廊下の面積 | | 1850 | ㎡ | |
| | エレベーター | | 4 | 基 | |
| | 集会所 | | 1 | 箇所 | 別添配置図参照 |
| Ⅱ．定期清掃作業に関すること | ワックス清掃 | | － | ㎡ | |
| | | | | | |
| Ⅲ.駐車場清掃作業に関すること | 駐車場面積 | | 1,172 | ㎡ | |
| | 駐車場台数 | 平面式 | － | 台 | |
| | | 機械式 | 57 | 台 | |
| | | 自走式 | 29 | 台 | |
| | | タワー式 | － | 台 | |
| 【特記事項】 | | | | | |

東京都足立区　　ハートアイランドしんでんさんばんがい

# ハートアイランド新田三番街

グレードアップ　　UR賃貸住宅

●**管理開始**／平成18年12月

●**住居表示**／〒123-0865 東京都足立区新田三丁目35-○○号棟-○○○○号室

●**交　　通**／JR京浜東北線・東京メトロ南北線「王子」駅下車、
都営バス王41系統「新田一丁目」行約10分、「新田三丁目」バス停下車、徒歩5分
都営バス王55系統「新田一丁目」行約15分、「ハートアイランド東」バス停下車、徒歩3分
都営バス王45系統「北千住駅前」行約10分、「ハートアイランド西」バス停下車、徒歩1分
都営バス王55系統「ハートアイランド東（循環）」行き約15分、「ハートアイランド西」バス停下車、徒歩1分
東京メトロ南北線「王子神谷」駅下車、徒歩19分
※住棟により、所要時間が異なる場合があります。

●**戸　　数**／215戸

●**建物構造**／鉄筋コンクリート造
21号棟　：　14階建（一部9・10・13階）
22号棟　：　11階建（一部8・9・10階）

●**駐　車　場**／平面式・機械式

## 交通図▼

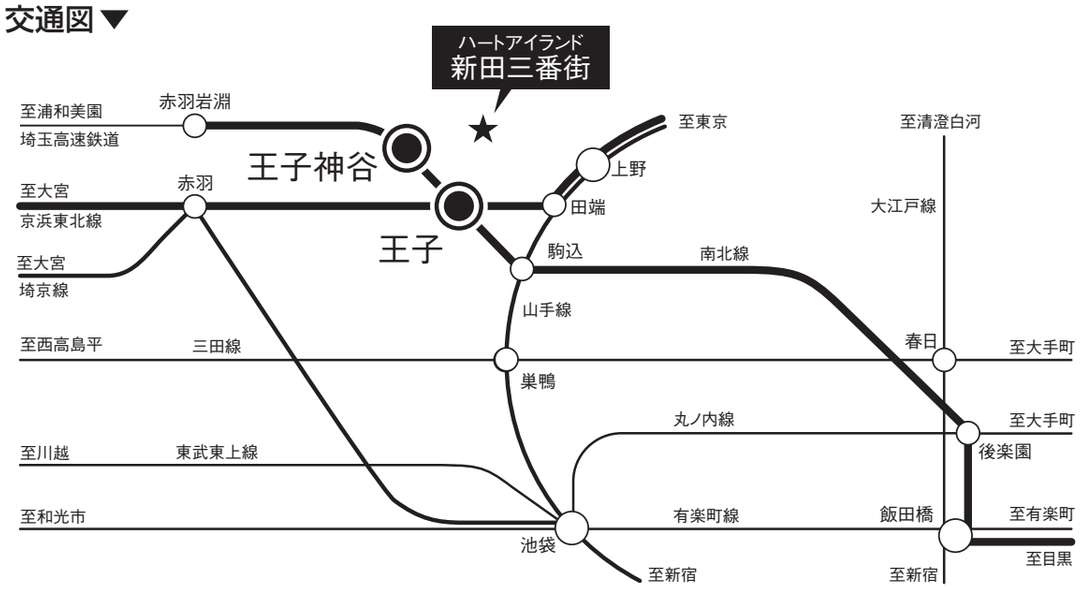


## ■周辺案内図

平成22年1月現在

## ■ 配置図

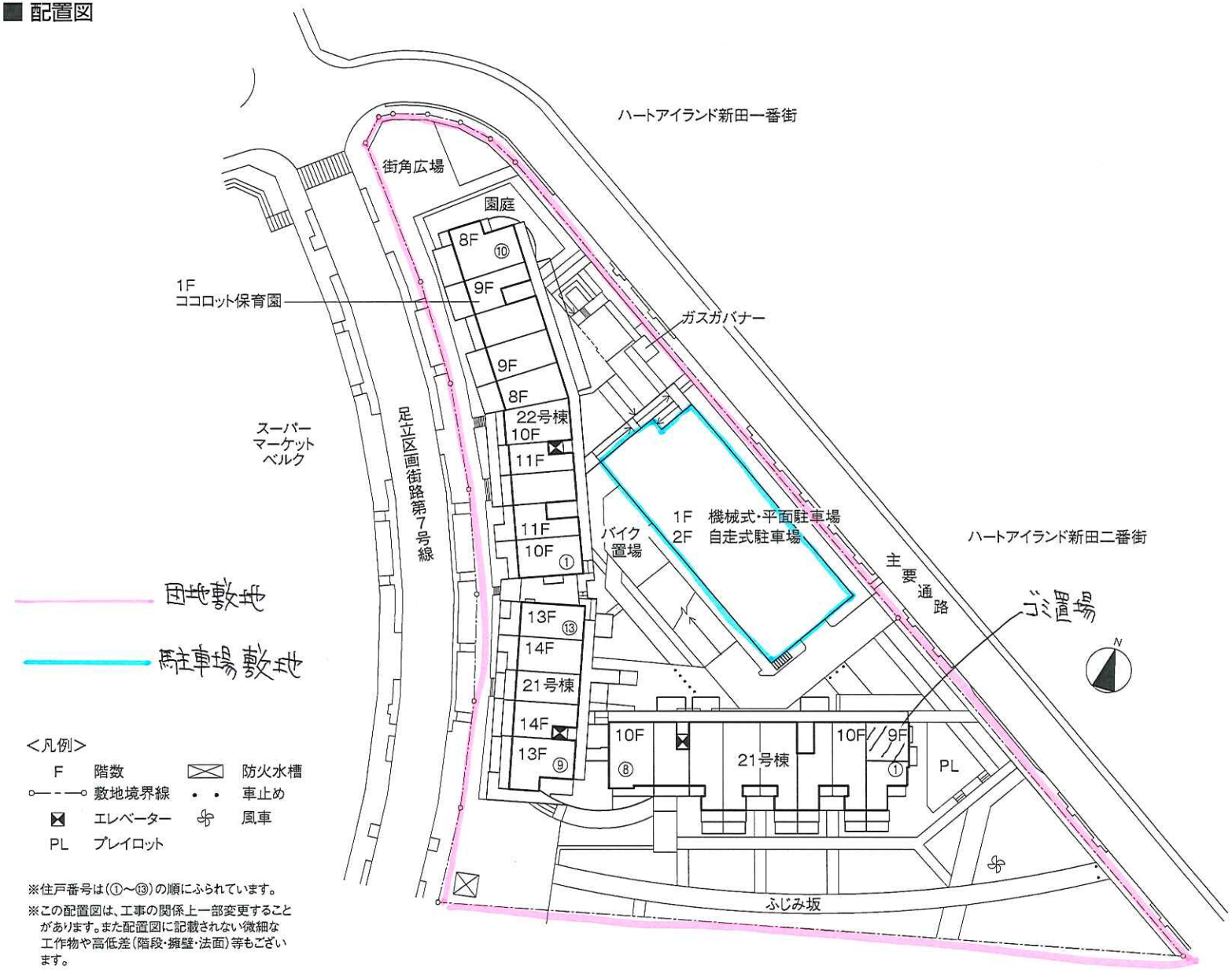


※住戸番号は(①～⑬)の順にふられています。

※この配置図は、工事の関係上一部変更することがあります。また配置図に記載されない微細な工作物や高低差(階段・擁壁・法面)等もございます。

# 団地概要(物量)及び特記事項

団地名　ハートアイランド新田三番街

| | 項　　目 | | 数　　量 | 単 位 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 共通事項 | 作業員詰所 | | － | 箇所 | 別添配置図参照 |
| Ⅰ．一般清掃作業に関すること | 敷地面積 | 団地全体 | 6,000 | ㎡ | |
| | プレイロット・グラウンド | | 1 | 箇所 | |
| | ゴミ置き場 | | 1 | 箇所 | 定点(屋内) |
| | 共用廊下の面積 | | 2367 | ㎡ | |
| | エレベーター | | 3 | 基 | |
| | 集会所 | | 1 | 箇所 | 別添配置図参照 |
| Ⅱ．定期清掃作業に関すること | ワックス清掃 | | － | ㎡ | |
| | | | | | |
| Ⅲ.駐車場清掃作業に関すること | 駐車場面積 | | 5,992 | ㎡ | |
| | 駐車場台数 | 平面式 | 19 | 台 | |
| | | 機械式 | 31 | 台 | |
| | | 自走式 | 60 | 台 | |
| | | タワー式 | － | 台 | |
| 【特記事項】 | | | | | |

東京都足立区　　ハートアイランドしんでんよんばんがい

# ハートアイランド新田四番街

在宅ワーク　　UR賃貸住宅

●**管理開始**／平成22年11月

●**住居表示**／〒123-0865 東京都足立区新田三丁目35-○○号棟-○○○○号室

●**交　　通**／JR京浜東北線・東京メトロ南北線「王子」駅下車、
都営バス「王45」系統「北千住駅前」行約12分、
「ハートアイランド南」バス停下車、徒歩1分
都営バス「王55」系統「新田一丁目」行約9分、
「ハートアイランド南」バス停下車、徒歩1分
東京メトロ南北線「王子神谷」駅下車、徒歩19分
※住棟により、所要時間が異なる場合があります。

●**戸　　数**／計 269戸（4戸）
※（　）内の戸数は、グループ保育事業による募集対象外住宅となります。

●**建物構造**／鉄筋コンクリート造
31号棟：　9階建（一部3･7階）
32号棟：14階建（一部5･7･10階）

●**駐 車 場**／平面式･自走式

**交通図▼**

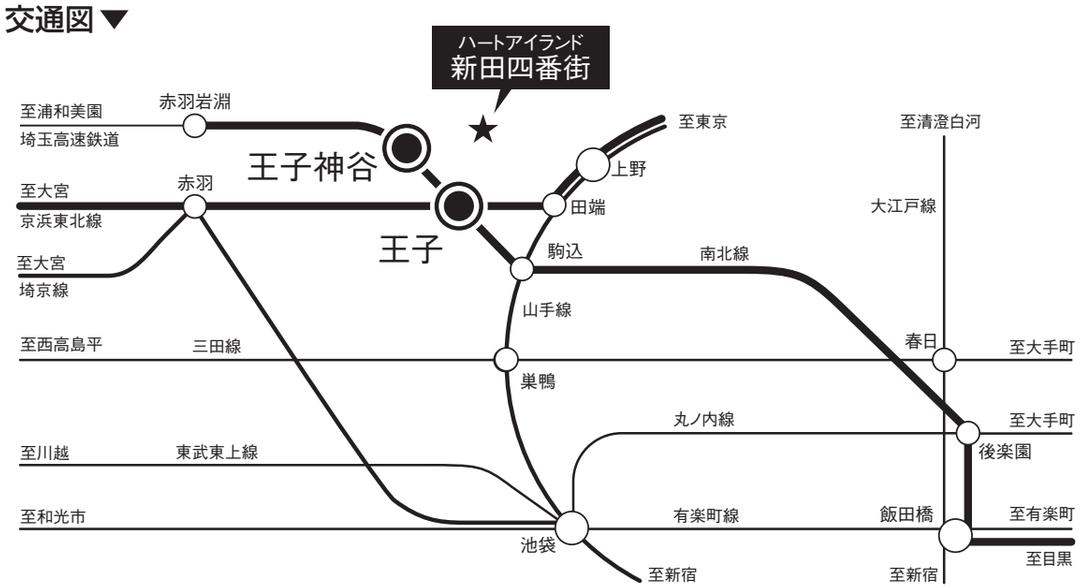


**■周辺案内図**

平成28年6月現在

■ 配置図

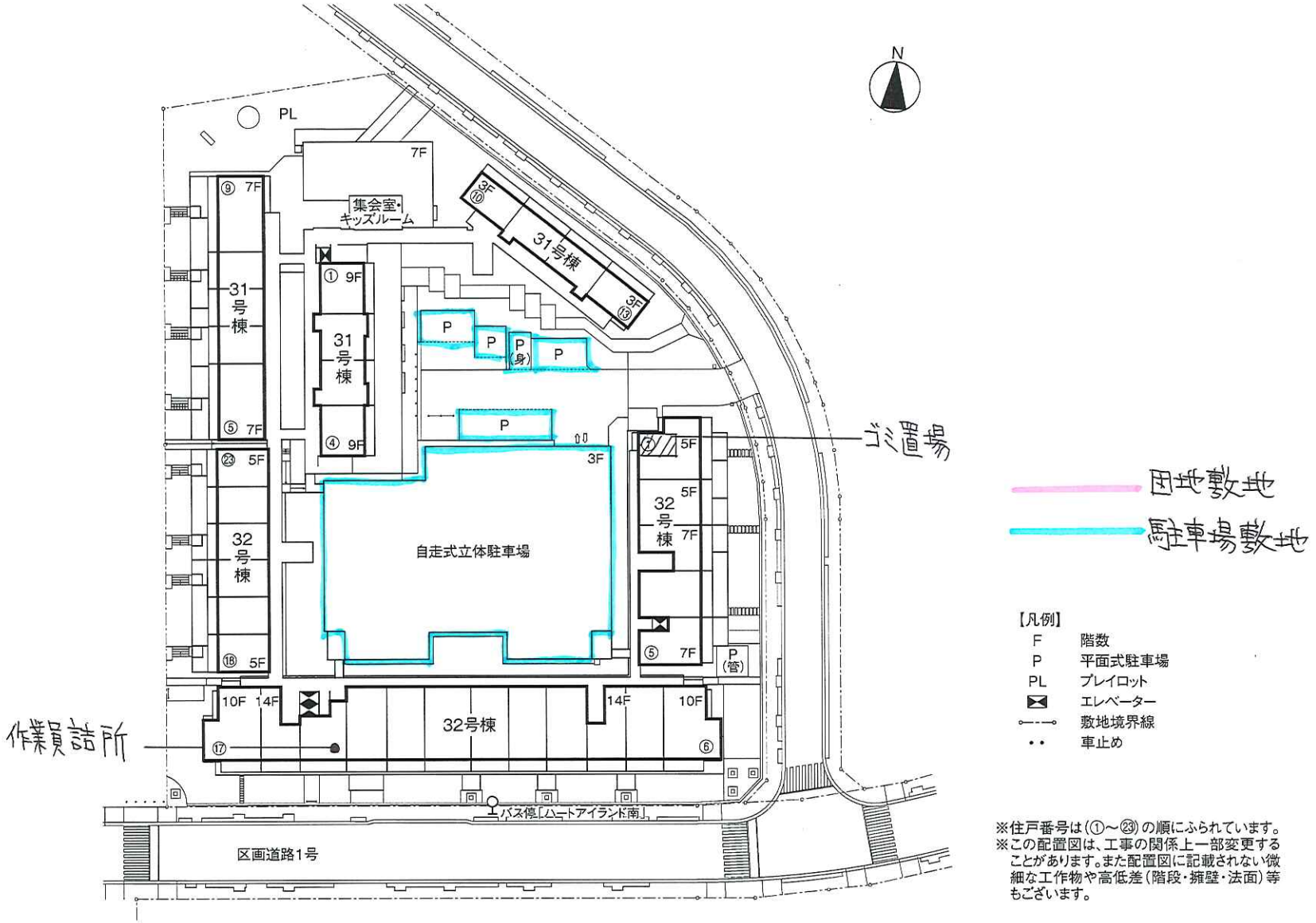


※住戸番号は(①～㉓)の順にふられています。
※この配置図は、工事の関係上一部変更することがあります。また配置図に記載されない微細な工作物や高低差(階段・擁壁・法面)等もございます。

# 団地概要(物量)及び特記事項

団地名　ハートアイランド新田四番街

| | 項　　目 | | 数　　量 | 単 位 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 共通事項 | 作業員詰所 | | 1 | 箇所 | 別添配置図参照 |
| Ⅰ．一般清掃作業に関すること | 敷地面積 | 団地全体 | 4,000 | ㎡ | |
| | プレイロット・グラウンド | | 1 | 箇所 | |
| | ゴミ置き場 | | 2 | 箇所 | 定点(屋内) |
| | 共用廊下の面積 | | 3842 | ㎡ | |
| | エレベーター | | 4 | 基 | |
| | 集会所 | | 1 | 箇所 | 別添配置図参照 |
| Ⅱ．定期清掃作業に関すること | ワックス清掃 | | － | ㎡ | |
| | | | | | |
| Ⅲ.駐車場清掃作業に関すること | 駐車場面積 | | 4,310 | ㎡ | |
| | 駐車場台数 | 平面式 | 16 | 台 | |
| | | 機械式 | － | 台 | |
| | | 自走式 | 121 | 台 | |
| | | タワー式 | － | 台 | |
| 【特記事項】 | | | | | |

別冊２

# ＵＲ賃貸住宅団地内一般清掃等業務

（新田二丁目他４団地）

# 業　務　仕　様　書

独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社ＵＲコミュニティ
城北住まいセンター

目　　次

頁

新田二丁目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～4

ハートアイランド新田一番街 ・・・・・・ 5～8

ハートアイランド新田二番街 ・・・・・・ 9～12

ハートアイランド新田三番街 ・・・・・・ 13～16

ハートアイランド新田四番街 ・・・・・・ 17～20

〔共通事項〕

○ 清掃業務は、原則として仕様書に記載している業務実施日・時間帯に行うこととし、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）の作業は実施しないこととする。ただし、ゴミ収集等がある場合はこの限りではない。
○ 居住者等からの作業に対する苦情等の処理は、必要に応じて発注者と協議した上で、受注者の責任において行うこと。
○ 脚立等を使用する作業については、事故防止のための安全対策を十分に施すこと。
○ 本仕様に記載されている業務を遂行するにあたっては、関連する法令を遵守すること。

・
・
・

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | 新田二丁目 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

## Ⅰ　団地内一般清掃等

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 敷地内共用部分の清掃 | | | |
| 1-1 団地内の通路、緑地、駐車場等の敷地内清掃 | (イ)　団地内道路、緑地、アプローチ等敷地内に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、埃等を掃き掃除し、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　駐車場内の駐車区画(機械式駐車場は地上階部分のみ)又は車路に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、埃等を掃き掃除し、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | ・建物外の駐車場(自走式の屋上階を除く)および車路は業務実施日に1回<br>・建物内の駐車場(自走式の屋上階を含む)は業務実施日2日に1回 | ・昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。<br>・駐車区画内に車両がある場合には当該区画内を除く。 |
| | (ハ)　(自走式駐車場)エレベーターの扉、壁面を拭き掃除し、床面を掃き掃除(汚れの目立つ箇所は拭き掃除)する。 | 業務実施日2日に1回 | 該当のものがある場合のみ |
| | (ニ)　大型梱包材料、廃材、古家具等の粗大ゴミが放置されている場合は、発注者があらかじめ指定した場所に運ぶ。ただし、駐車区画内のものや台車等の使用による運搬が困難な場合は発注者に報告する。 | 必要の都度 | |
| | (ホ)　落葉時期における落葉を拾い集め、適宜ゴミ袋又は収集容器に処理する。 | 必要の都度 | |
| | (ヘ)　管理サービス事務所、集会所、駐車場周り等の共用施設周り及び通路周りの手抜き除草を行う。 | 必要の都度 | 簡易なものに限る。<br>また、原則として、近接する駐車区画内に車両がある場合は除く。 |
| | (ト)　カーブミラーに付着した排気ガス等の清掃 | 必要の都度 | ・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。 |
| | (チ)　自転車置き場の埃その他塵芥物を掃き掃除し、自転車の整理を行う。 | 月1回 | |
| 1-2 側溝及び溜枡の清掃 | (イ)　U字溝、L字溝等の側溝及び側溝枡の土砂その他塵芥物を除去し、良好な排水状況を保持する。ただし、暗渠部分等で人力による作業が困難な場合は発注者に報告する。 | 月1回 | |
| | (ロ)　溜枡の土砂その他塵芥物を除去する。ただし、暗渠部分等で人力による作業が困難な場合は発注者に報告する。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ハ)　発注者の指示により、側溝及び溜枡の消毒を実施する。 | 必要の都度 | |
| 1-3 プレイロット等の清掃 | (イ)　プレイロット等に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　遊具等に異常(遊具の破損、遊具周辺の異物や地面陥没等)を発見したときは、直ちに発注者に連絡し、必要により立入禁止等の措置を講じる。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ハ)　砂場内の塵芥物を除去する。特にガラス片、古釘等危険物の混在には留意する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ニ)　砂場周辺に散乱した砂を戻し入れる。 | 必要の都度 | |
| | (ホ)　団地内のグラウンド、ゲートボール場等運動施設内の目立つ塵芥物を拾い集め、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| 1-4 ゴミ置場等の清掃等 | (イ)　集芥車がゴミを収集する前に、周辺に散乱するゴミの整理・分別作業を行う。 | 収集日 | |
| | (ロ)　集芥車がゴミを収集した後、周辺に散乱する厨雑芥物を清掃し、ゴミ置場、厨芥容器、コンテナ等を水洗い清掃する。 | 収集日 | |
| | (ハ)　自治体の収集方法に従い、資源ゴミの整理(ダンボール・新聞等をひもでくくる。ペットボトルのラベルを剥がす等)を行う。 | 必要の都度 | |
| | (ニ)　ゴミ集芥車通行のため、車止めの開閉を行う。 | 必要の都度 | |
| 1-5 共用灯 | (イ)　廊下灯、自転車置場灯、駐車場灯等の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| 1-6 その他 | (イ)　動物(犬、猫、鳩等)の糞尿の清掃を行う。 | 必要の都度 | |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | 新田二丁目 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

## Ⅰ　団地内一般清掃等

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 2 建物内共用部分の清掃 | | | |
| 2-1 玄関及び玄関ホールの清掃 | (イ)　玄関及び玄関ホールの床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　玄関及び玄関ホールの壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ハ)　集合郵便受箱の上部を拭き掃除する。 | 必要の都度 | |
| | (ニ)　集合郵便受箱周辺に散乱した不要なチラシ等を廃棄する。 | 必要の都度 | |
| | (ホ)　玄関及び玄関ホールの合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-2 廊下、階段等の清掃 | (イ)　廊下、階段等の床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日2日1回 | |
| | (ロ)　廊下、階段等の壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ハ)　階段の蹴上げ、ノンスリップ等の汚れを掃除し、金属製のもので汚れが目立つ箇所は磨く。 | 業務実施日2日1回 | |
| | (ニ)　非常階段の床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。 | 業務実施日2日1回 | |
| | (ホ)　廊下、階段等の手摺を拭き掃除する。 | 月1回 | |
| | (ヘ)　廊下、階段等の合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-3 エレベーター及びエレベーターホールの清掃 | (イ)　エレベーターの床面を掃き掃除し、汚れの目立つ箇所は拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　エレベーターの扉、壁面を拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ハ)　エレベーターホールの床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ニ)　エレベーターホールの壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ホ)　エレベーターホールの合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-4 窓ガラスの清掃 | (イ)　玄関、廊下、階段、共同便所、ダスト室、単身住宅の浴室、談話室等の扉ガラス、窓ガラス、風防ガラス等を拭き掃除する。 | 週1回 | 危険箇所を除く(手が届く範囲内に限る)。 |
| 2-5 共用灯の管球交換、拭き掃除 | (イ)　門灯、階段灯、廊下灯、自転車置場灯、駐車場灯等の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| | (ロ)　共用灯周りの埃を掃除し、蛍光灯カバー等表面の汚れが目立つ場合は、拭き掃除する。 | 必要の都度 | ・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。 |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | 新田二丁目 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

## Ⅰ　団地内一般清掃等

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 3 集会所の清掃 | | | |
| 3-1 集会室等の清掃 | (イ)　集会室、廊下、玄関ホール、湯沸室等を掃き掃除し、汚れが目立つ箇所は拭き掃除する。 | 週1回 | |
| | (ロ)　玄関ホールの下駄箱及びスリッパを拭き掃除する。 | 週1回 | |
| | (ハ)　集会室等の屑入れに溜まったゴミ及び湯沸室の厨雑芥物を搬出する。 | 週1回 | |
| 3-2 床面のワックス掛け | (イ)　集会室内、廊下、玄関ホール、洋室等のPタイル及びフローリングについて、掃き掃除した後、ワックス掛けを行う。 | 月1回 | |
| 3-3 窓ガラスの清掃 | (イ)　集会所の窓ガラスを拭き掃除する。 | 月1回 | 危険箇所を除く(手が届く範囲内に限る。)。 |
| 3-4 トイレの清掃 | (イ)　集会所トイレの床面及び便器を洗剤洗いし、トイレットペーパー及び芳香剤等の消耗品を補充する。 | 週1回 | トイレットペーパー・芳香剤等の消耗品は発注者が支給する。 |
| 3-5 その他の清掃 | (イ)　集会所の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| | (ロ)　共用灯周りの埃を掃除し、蛍光灯カバー等に汚れが目立つ場合は、拭き掃除する。 | 必要の都度 | |
| | (ハ)　湯沸室等の換気扇を拭き掃除する。 | 必要の都度 | |
| 4 団地により特に必要な作業 | | | |
| 4-1 近隣関係上必要な作業 | (イ)　団地外周道路(公道)及びバス停留所(公道上)の掃き掃除を行い、屑入れに捨てられた塵芥物を拾い集め、団地のゴミ収集方式に従い処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| 5 その他 | | | |
| 5-1 発注者の指示する作業、報告事項等 | (イ)　月曜日から金曜日の8:00～16:00、土曜日の8:00～14:00は、業務を実施できる体制を確保し、発注者の指示により発生する清掃作業を行う(祝日を除く。)。 | 随時 | |
| | (ロ)　発注者の指示により、文書の掲示及び文書の配布を行う。 | 必要の都度 | 軽微なものに限る。 |
| | (ハ)　敷地内で動物(犬、猫、鳩等)の死骸を発見した場合、発注者に報告する。 | 必要の都度 | |
| | (ニ)　敷地、敷地内の施設、構築物等について破損・損傷・損耗・腐食・劣化等の不具合を発見したときは、発注者に報告をするとともに、必要により応急措置又は6に規定する簡易な作業等を行う。 | 必要の都度 | ・昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。<br>・駐車区画内に車両がある場合には当該区画内を除く。 |
| | (ホ)　地震、台風(強風)、降雨及びその他の災害・緊急時に発注者から指示があった場合は、災害等の発生を未然に防止する措置を講じる。また、災害が発生した場合は、速やかに被害状況の調査を行い、発注者に報告するとともに、危険な箇所については、必要に応じ応急措置又は6に規定する簡易な作業等を行う。 | 必要の都度 | (災害等を未然に防止する具体例)<br>・強風によりゴミコンテナが移動しないように、鎖等でくくる<br>・その他強風による飛散又は転倒等のおそれがあるものの固定等<br>・大量の雨水等の流入が予見される枡・溝等の排水状況の確認及び必要に応じた清掃の実施等<br>・敷地内の放置物の等の確認等<br>ただし、昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。 |
| | (ヘ)　発注者の指示により、その他の不特定に発生する清掃作業を行う。 | 必要の都度 | 軽微なものに限る。 |
| | (ト)　通路等の共用部分等にて不法駐車車両を発見した場合、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・継続的又は断続的に同じ車が駐車しているとき。<br>・芝生地等、車の乗り入れが想定されていない場所に駐車されているとき<br>・車室内のナンバープレート枠に掲示された数字と異なるナンバーの車両が車室内に駐車しているとき。 |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | 新田二丁目 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

## Ⅰ　団地内一般清掃等

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 6　その他簡易な作業（必要に応じ「その他作業等指示書」にて指示等を行うが、作業等を行った後の事後報告も可とする） | | | |
| 6-1 固定型カラーコーン再取付 | 剥れた固定型カラーコーンを接着剤により再取付する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-2 駐車禁止ポール再取付 | 剥れた駐車禁止ポールを接着剤で再取付する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-3 支障枝葉の切落し等 | 団地内の植物の枝葉等のうち、車両と接触のおそれのあるものや、通行の妨げになるもの等の枝葉の切落しを行う | 必要の都度 | ・発注者が定期的に実施する樹木の剪定業務とは異なる。<br>・危険箇所や車両を傷つけるおそれのある箇所を除く<br>（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内）。 |
| 6-4 フェンスの穴あき対応 | フェンスの破損部分について、発注者の指示により、針金等により破損部分を接合し又は先鋭部分を除去する。 | 必要の都度 | 破損の度合いが大きく対応が困難なものは作業対象としない |
| 6-5 看板等のネジ締め | 看板等の構築物のネジの緩みや外れを補正する。 | 必要の都度 | 危険箇所を除く<br>（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内）。 |
| 6-6 セーフアイ再接着 | 剥れた駐車場セーフアイを接着剤で再設置する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-7コーナーガード（柱衝突保護材）再取付 | 剥れたセーフティーガード（柱衝突保護材）を両面テープ等で再取付する。 | 必要の都度 | 対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-8 ナンバープレート設置（再設置を含む） | 発注者の指示によりナンバープレートの作成及び取り付け業務を行う。<br>また、破損したナンバープレート又はナンバープレートシールを再設置する。 | 必要の都度 | |
| 6-9 駐車禁止機材・置石の移動又は設置 | ・発注者の指示により、駐車禁止機材・置石等（概ね20kg未満で1人で移動できるものに限る）を移動又は設置する。<br>・移動又は設置した駐車禁止機材・置石等が第三者により故意に移動等をさせられたときは発注者に報告する。 | 必要の都度 | 必要な機材等は発注者が支給する。<br>移動した駐車禁止機材・置石は、安全な場所に保管しておくこと。<br>以下の場合には、発注者に速やかに報告すること<br>①発注者が移動・設置を指示した駐車禁止機材・置石等が概ね20kgの場合や、固定されている等の理由により、移動・設置が不可能な場合<br>②移動した駐車禁止機材・置石等の保管場所が確保できない場合<br>③駐車禁止機材・置石等を団地外に持ち出す必要がある場合<br>④その他、発注者の指示した内容が実施できない場合<br>※駐車禁止機材・置石の例については別表1を参照のこと |

注意事項

① 車両に傷がつかないように、細心の注意を払うこと。

② 駐車位置近くにおいて樹木があり、樹液・毛虫、その他の要因によって駐車車両に被害が発生するおそれがある場合には発注者に報告すること。

③ 6については、必要に応じ2人以上を1組として作業を実施する等、安全性の確保に十分留意すること。

（参考）

業務の発生頻度(目安)

（1）5-1(ニ)(ホ)(ト)、6の各作業（ナンバープレート設置業務を除く）

駐車場33.5万台に対し、1月あたり2,660件程度発生。

76.0万戸分の住宅敷地に対し、月あたり240件程度発生。

（2）6-8ナンバープレート設置

駐車場34.5万台に対し、1月あたり8,130件程度発生。

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田一番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 敷地内共用部分の清掃 | | | |
| 1-1 団地内の通路、緑地、駐車場等の敷地内清掃 | (イ)　団地内道路、緑地、アプローチ等敷地内に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、埃等を掃き掃除し、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　駐車場内の駐車区画(機械式駐車場は地上階部分のみ)又は車路に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、埃等を掃き掃除し、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | ・建物外の駐車場(自走式の屋上階を除く)および車路は業務実施日に1回<br>・建物内の駐車場(自走式の屋上階を含む)は業務実施日2日に1回 | ・昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。<br>・駐車区画内に車両がある場合には当該区画内を除く。 |
| | (ハ)　(自走式駐車場)エレベーターの扉、壁面を拭き掃除し、床面を掃き掃除(汚れの目立つ箇所は拭き掃除)する。 | 業務実施日2日に1回 | 該当のものがある場合のみ |
| | (ニ)　大型梱包材料、廃材、古家具等の粗大ゴミが放置されている場合は、発注者があらかじめ指定した場所に運ぶ。ただし、駐車区画内のものや台車等の使用による運搬が困難な場合は発注者に報告する。 | 必要の都度 | |
| | (ホ)　落葉時期における落葉を拾い集め、適宜ゴミ袋又は収集容器に処理する。 | 必要の都度 | |
| | (ヘ)　管理サービス事務所、集会所、駐車場周り等の共用施設周り及び通路周りの手抜き除草を行う。 | 必要の都度 | 簡易なものに限る。<br>また、原則として、近接する駐車区画内に車両がある場合は除く。 |
| | (ト)　カーブミラーに付着した排気ガス等の清掃 | 必要の都度 | ・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。 |
| | (チ)　自転車置き場の埃その他塵芥物を掃き掃除し、自転車の整理を行う。 | 業務実施日2日に1回 | |
| 1-2 側溝及び溜枡の清掃 | (イ)　U字溝、L字溝等の側溝及び側溝枡の土砂その他塵芥物を除去し、良好な排水状況を保持する。ただし、暗渠部分等で人力による作業が困難な場合は発注者に報告する。 | 月1回 | |
| | (ロ)　溜枡の土砂その他塵芥物を除去する。ただし、暗渠部分等で人力による作業が困難な場合は発注者に報告する。 | 2ヶ月1回 | |
| | (ハ)　発注者の指示により、側溝及び溜枡の消毒を実施する。 | 必要の都度 | |
| 1-3 プレイロット等の清掃 | (イ)　プレイロット等に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　遊具等に異常(遊具の破損、遊具周辺の異物や地面陥没等)を発見したときは、直ちに発注者に連絡し、必要により立入禁止等の措置を講じる。 | 異常発見の都度 | |
| 1-4 ゴミ置場等の清掃等 | (イ)　集芥車がゴミを収集する前に、周辺に散乱するゴミの整理・分別作業を行う。 | 収集日 | |
| | (ロ)　集芥車がゴミを収集した後、周辺に散乱する厨雑芥物を清掃し、ゴミ置場、厨芥容器、コンテナ等を水洗い清掃する。 | 収集日 | |
| | (ハ)　自治体の収集方法に従い、資源ゴミの整理(ダンボール・新聞等をひもでくくる。ペットボトルのラベルを剥がす等)を行う。 | 必要の都度 | |
| | (ニ)　ゴミ集芥車通行のため、車止めの開閉を行う。 | 必要の都度 | |
| 1-5 共用灯 | (イ)　廊下灯、自転車置場灯、駐車場灯等の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| 1-6 その他 | (イ)　動物(犬、猫、鳩等)の糞尿の清掃を行う。 | 必要の都度 | |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田一番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 2 建物内共用部分の清掃 | | | |
| 2-1 玄関及び玄関ホールの清掃 | (イ)　玄関及び玄関ホールの床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　玄関及び玄関ホールの壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ハ)　集合郵便受箱の上部を拭き掃除する。 | 週1回 | |
| | (ニ)　宅配ボックス本体表面の汚れを拭き掃除する。 | 週1回 | |
| | (ホ)　集合郵便受箱周辺に散乱した不要なチラシ等を廃棄する。 | 必要の都度 | |
| | (ヘ)　玄関及び玄関ホールの合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-2 廊下、階段等の清掃 | (イ)　廊下、階段等の床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　廊下、階段等の壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ハ)　階段の蹴上げ、ノンスリップ等の汚れを掃除し、金属製のもので汚れが目立つ箇所は磨く。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ニ)　非常階段の床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ホ)　廊下、階段等の手摺を拭き掃除する。 | 月1回 | |
| | (ヘ)　廊下、階段等の合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-3 エレベーター及びエレベーターホールの清掃 | (イ)　エレベーターの床面を掃き掃除し、汚れの目立つ箇所は拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　エレベーターの扉、壁面を拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ハ)　エレベーターホールの床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日2日1回 | |
| | (ニ)　エレベーターホールの壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ホ)　エレベーターホールの合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-4 窓ガラスの清掃 | (イ)　玄関、廊下、階段、共同便所、ダスト室、単身住宅の浴室、談話室等の扉ガラス、窓ガラス、風防ガラス等を拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | 危険箇所を除く(手が届く範囲内に限る)。 |
| 2-5 共用灯の管球交換、拭き掃除 | (イ)　門灯、階段灯、廊下灯、自転車置場灯、駐車場灯等の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| | (ロ)　共用灯周りの埃を掃除し、蛍光灯カバー等表面の汚れが目立つ場合は、拭き掃除する。 | 必要の都度 | ・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。 |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田一番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(ｲ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 3 集会所の清掃 | | | |
| 3-1 集会室等の清掃 | (ｲ)　集会室、廊下、玄関ホール、湯沸室等を掃き掃除し、汚れが目立つ箇所は拭き掃除する。 | 随時 | |
| | (ﾛ)　玄関ホールの下駄箱及びスリッパを拭き掃除する。 | 随時 | |
| | (ﾊ)　集会室等の屑入れに溜まったゴミ及び湯沸室の厨雑芥物を搬出する。 | 随時 | |
| 3-2 床面のワックス掛け | (ｲ)　集会室内、廊下、玄関ホール、洋室等のPタイル及びフローリングについて、掃き掃除した後、ワックス掛けを行う。 | 随時 | |
| 3-3 窓ガラスの清掃 | (ｲ)　集会所の窓ガラスを拭き掃除する。 | 随時 | 危険箇所を除く(手が届く範囲内に限る。)。 |
| 3-4 トイレの清掃 | (ｲ)　集会所トイレの床面及び便器を洗剤洗いし、トイレットペーパー及び芳香剤等の消耗品を補充する。 | 随時 | トイレットペーパー・芳香剤等の消耗品は発注者が支給する。 |
| 3-5 その他の清掃 | (ｲ)　集会所の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| | (ﾛ)　共用灯周りの埃を掃除し、蛍光灯カバー等に汚れが目立つ場合は、拭き掃除する。 | 必要の都度 | |
| | (ﾊ)　湯沸室等の換気扇を拭き掃除する。 | 必要の都度 | |
| 4 団地により特に必要な作業 | | | |
| 4-1 近隣関係上必要な作業 | (ｲ)　団地外周道路(公道)及びバス停留所(公道上)の掃き掃除を行い、屑入れに捨てられた塵芥物を拾い集め、団地のゴミ収集方式に従い処理する。 | 必要の都度 | |
| 5 その他 | | | |
| 5-1 発注者の指示する作業、報告事項等 | (ｲ)　月曜日から金曜日の8:00～16:00、土曜日の8:00～14:00は、業務を実施できる体制を確保し、発注者の指示により発生する清掃作業を行う(祝日を除く。)。 | 随時 | |
| | (ﾛ)　発注者の指示により、文書の掲示及び文書の配布を行う。 | 必要の都度 | 軽微なものに限る。 |
| | (ﾊ)　敷地内で動物(犬、猫、鳩等)の死骸を発見した場合、発注者に報告する。 | 必要の都度 | |
| | (ﾆ)　敷地、敷地内の施設、構築物等について破損・損傷・損耗・腐食・劣化等の不具合を発見したときは、発注者に報告をするとともに、必要により応急措置又は6に規定する簡易な作業等を行う。 | 必要の都度 | ・昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。<br>・駐車区画内に車両がある場合には当該区画内を除く。 |
| | (ﾎ)　地震、台風(強風)、降雨及びその他の災害・緊急時に発注者から指示があった場合は、災害等の発生を未然に防止する措置を講じる。また、災害が発生した場合は、速やかに被害状況の調査を行い、発注者に報告するとともに、危険な箇所については、必要に応じ応急措置又は6に規定する簡易な作業等を行う。 | 必要の都度 | (災害等を未然に防止する具体例)<br>・強風によりゴミコンテナが移動しないように、鎖等でくくる<br>・その他強風による飛散又は転倒等のおそれがあるものの固定等<br>・大量の雨水等の流入が予見される枡・溝等の排水状況の確認及び必要に応じた清掃の実施等<br>・敷地内の放置物の等の確認等<br>ただし、昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。 |
| | (ﾍ)　発注者の指示により、その他の不特定に発生する清掃作業を行う。 | 必要の都度 | 軽微なものに限る。 |
| | (ﾄ)　通路等の共用部分等にて不法駐車車両を発見した場合、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・継続的又は断続的に同じ車が駐車しているとき。<br>・芝生地等、車の乗り入れが想定されていない場所に駐車されているとき<br>・車室内のナンバープレート枠に掲示された数字と異なるナンバーの車両が車室内に駐車しているとき。 |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田一番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(ｲ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 6　その他簡易な作業（必要に応じ「その他作業等指示書」にて指示等を行うが、作業等を行った後の事後報告も可とする） | | | |
| 6-1 固定型カラーコーン再取付 | 剥れた固定型カラーコーンを接着剤により再取付する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-2 駐車禁止ポール再取付 | 剥れた駐車禁止ポールを接着剤で再取付する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-3 支障枝葉の切落し等 | 団地内の植物の枝葉等のうち、車両と接触のおそれのあるものや、通行の妨げになるもの等の枝葉の切落しを行う | 必要の都度 | ・発注者が定期的に実施する樹木の剪定業務とは異なる。<br>・危険箇所や車両を傷つけるおそれのある箇所を除く<br>（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内）。 |
| 6-4 フェンスの穴あき対応 | フェンスの破損部分について、発注者の指示により、針金等により破損部分を接合し又は先鋭部分を除去する。 | 必要の都度 | 破損の度合いが大きく対応が困難なものは作業対象としない |
| 6-5 看板等のネジ締め | 看板等の構築物のネジの緩みや外れを補正する。 | 必要の都度 | 危険箇所を除く<br>（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内）。 |
| 6-6 セーフアイ再接着 | 剥れた駐車場セーフアイを接着剤で再設置する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-7コーナーガード（柱衝突保護材）再取付 | 剥れたセーフティーガード（柱衝突保護材）を両面テープ等で再取付する。 | 必要の都度 | 対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-8 ナンバープレート設置（再設置を含む） | 発注者の指示によりナンバープレートの作成及び取り付け業務を行う。<br>また、破損したナンバープレート又はナンバープレートシールを再設置する。 | 必要の都度 | |
| 6-9 駐車禁止機材・置石の移動又は設置 | ・発注者の指示により、駐車禁止機材・置石等（概ね20kg未満で1人で移動できるものに限る）を移動又は設置する。<br>・移動又は設置した駐車禁止機材・置石等が第三者により故意に移動等をさせられたときは発注者に報告する。 | 必要の都度 | 必要な機材等は発注者が支給する。<br>移動した駐車禁止機材・置石は、安全な場所に保管しておくこと。<br>以下の場合には、発注者に速やかに報告すること<br>①発注者が移動・設置を指示した駐車禁止機材・置石等が概ね20kgの場合や、固定されている等の理由により、移動・設置が不可能な場合<br>②移動した駐車禁止機材・置石等の保管場所が確保できない場合<br>③駐車禁止機材・置石等を団地外に持ち出す必要がある場合<br>④その他、発注者の指示した内容が実施できない場合<br>※駐車禁止機材・置石の例については別表1を参照のこと |

注意事項

① 車両に傷がつかないように、細心の注意を払うこと。

② 駐車位置近くにおいて樹木があり、樹液・毛虫、その他の要因によって駐車車両に被害が発生するおそれがある場合には発注者に報告すること。

③ 6については、必要に応じ2人以上を1組として作業を実施する等、安全性の確保に十分留意すること。

（参考）

業務の発生頻度（目安）

（1）5-1(ﾆ)(ﾎ)(ﾄ)、6の各作業（ナンバープレート設置業務を除く）

駐車場33.5万台に対し、1月あたり2,660件程度発生。

76.0万戸分の住宅敷地に対し、月あたり240件程度発生。

（2）6-8ナンバープレート設置

駐車場34.5万台に対し、1月あたり8,130件程度発生。

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田二番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 敷地内共用部分の清掃 | | | |
| 1-1 団地内の通路、緑地、駐車場等の敷地内清掃 | (イ)　団地内道路、緑地、アプローチ等敷地内に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、埃等を掃き掃除し、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　駐車場内の駐車区画（機械式駐車場は地上階部分のみ）又は車路に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、埃等を掃き掃除し、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | ・建物外の駐車場（自走式の屋上階を除く）および車路は業務実施日に1回<br>・建物内の駐車場（自走式の屋上階を含む）は業務実施日2日に1回 | ・昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。<br>・駐車区画内に車両がある場合には当該区画内を除く。 |
| | (ハ)　（自走式駐車場）エレベーターの扉、壁面を拭き掃除し、床面を掃き掃除（汚れの目立つ箇所は拭き掃除）する。 | 業務実施日2日に1回 | 該当のものがある場合のみ |
| | (ニ)　大型梱包材料、廃材、古家具等の粗大ゴミが放置されている場合は、発注者があらかじめ指定した場所に運ぶ。ただし、駐車区画内のものや台車等の使用による運搬が困難な場合は発注者に報告する。 | 必要の都度 | |
| | (ホ)　落葉時期における落葉を拾い集め、適宜ゴミ袋又は収集容器に処理する。 | 必要の都度 | |
| | (ヘ)　管理サービス事務所、集会所、駐車場周り等の共用施設周り及び通路周りの手抜き除草を行う。 | 必要の都度 | 簡易なものに限る。<br>また、原則として、近接する駐車区画内に車両がある場合は除く。 |
| | (ト)　カーブミラーに付着した排気ガス等の清掃 | 必要の都度 | ・危険箇所を除く（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内）。 |
| | (チ)　自転車置き場の埃その他塵芥物を掃き掃除し、自転車の整理を行う。 | 業務実施日2日に1回 | |
| 1-2 側溝及び溜枡の清掃 | (イ)　U字溝、L字溝等の側溝及び側溝枡の土砂その他塵芥物を除去し、良好な排水状況を保持する。ただし、暗渠部分等で人力による作業が困難な場合は発注者に報告する。 | 月1回 | |
| | (ロ)　溜枡の土砂その他塵芥物を除去する。ただし、暗渠部分等で人力による作業が困難な場合は発注者に報告する。 | 2ヶ月1回 | |
| | (ハ)　発注者の指示により、側溝及び溜枡の消毒を実施する。 | 必要の都度 | |
| 1-3 プレイロット等の清掃 | (イ)　プレイロット等に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　遊具等に異常（遊具の破損、遊具周辺の異物や地面陥没等）を発見したときは、直ちに発注者に連絡し、必要により立入禁止等の措置を講じる。 | 異常発見の都度 | |
| 1-4 ゴミ置場等の清掃等 | (イ)　集芥車がゴミを収集する前に、周辺に散乱するゴミの整理・分別作業を行う。 | 収集日 | |
| | (ロ)　集芥車がゴミを収集した後、周辺に散乱する厨雑芥物を清掃し、ゴミ置場、厨芥容器、コンテナ等を水洗い清掃する。 | 収集日 | |
| | (ハ)　自治体の収集方法に従い、資源ゴミの整理（ダンボール・新聞等をひもでくくる。ペットボトルのラベルを剥がす等）を行う。 | 必要の都度 | |
| | (ニ)　ゴミ集芥車通行のため、車止めの開閉を行う。 | 必要の都度 | |
| 1-5 共用灯 | (イ)　廊下灯、自転車置場灯、駐車場灯等の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内）。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| 1-6 その他 | (イ)　動物（犬、猫、鳩等）の糞尿の清掃を行う。 | 必要の都度 | |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田二番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 2 建物内共用部分の清掃 | | | |
| 2-1 玄関及び玄関ホールの清掃 | (イ)　玄関及び玄関ホールの床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日2日に1回 | |
| | (ロ)　玄関及び玄関ホールの壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ハ)　集合郵便受箱の上部を拭き掃除する。 | 週1回 | |
| | (ニ)　宅配ボックス本体表面の汚れを拭き掃除する。 | 週1回 | |
| | (ホ)　集合郵便受箱周辺に散乱した不要なチラシ等を廃棄する。 | 必要の都度 | |
| | (ヘ)　玄関及び玄関ホールの合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-2 廊下、階段等の清掃 | (イ)　廊下、階段等の床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　廊下、階段等の壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ハ)　階段の蹴上げ、ノンスリップ等の汚れを掃除し、金属製のもので汚れが目立つ箇所は磨く。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ニ)　非常階段の床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ホ)　廊下、階段等の手摺を拭き掃除する。 | 月1回 | |
| | (ヘ)　廊下、階段等の合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-3 エレベーター及びエレベーターホールの清掃 | (イ)　エレベーターの床面を掃き掃除し、汚れの目立つ箇所は拭き掃除する。 | 業務実施日に2回 | |
| | (ロ)　エレベーターの扉、壁面を拭き掃除する。 | 業務実施日に2回 | |
| | (ハ)　エレベーターホールの床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に2回 | |
| | (ニ)　エレベーターホールの壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ホ)　エレベーターホールの合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-4 窓ガラスの清掃 | (イ)　玄関、廊下、階段、共同便所、ダスト室、単身住宅の浴室、談話室等の扉ガラス、窓ガラス、風防ガラス等を拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | 危険箇所を除く(手が届く範囲内に限る)。 |
| 2-5 共用灯の管球交換、拭き掃除 | (イ)　門灯、階段灯、廊下灯、自転車置場灯、駐車場灯等の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| | (ロ)　共用灯周りの埃を掃除し、蛍光灯カバー等表面の汚れが目立つ場合は、拭き掃除する。 | 必要の都度 | ・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。 |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田二番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(ｲ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 3 集会所の清掃 | | | |
| 3-1 集会室等の清掃 | (ｲ)　集会室、廊下、玄関ホール、湯沸室等を掃き掃除し、汚れが目立つ箇所は拭き掃除する。 | 随時 | |
| | (ﾛ)　玄関ホールの下駄箱及びスリッパを拭き掃除する。 | 随時 | |
| | (ﾊ)　集会室等の屑入れに溜まったゴミ及び湯沸室の厨雑芥物を搬出する。 | 随時 | |
| 3-2 床面のワックス掛け | (ｲ)　集会室内、廊下、玄関ホール、洋室等のPタイル及びフローリングについて、掃き掃除した後、ワックス掛けを行う。 | 随時 | |
| 3-3 窓ガラスの清掃 | (ｲ)　集会所の窓ガラスを拭き掃除する。 | 随時 | 危険箇所を除く(手が届く範囲内に限る。)。 |
| 3-4 トイレの清掃 | (ｲ)　集会所トイレの床面及び便器を洗剤洗いし、トイレットペーパー及び芳香剤等の消耗品を補充する。 | 随時 | トイレットペーパー・芳香剤等の消耗品は発注者が支給する。 |
| 3-5 その他の清掃 | (ｲ)　集会所の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| | (ﾛ)　共用灯周りの埃を掃除し、蛍光灯カバー等に汚れが目立つ場合は、拭き掃除する。 | 必要の都度 | |
| | (ﾊ)　湯沸室等の換気扇を拭き掃除する。 | 必要の都度 | |
| 4 団地により特に必要な作業 | | | |
| 4-1 近隣関係上必要な作業 | (ｲ)　団地外周道路(公道)及びバス停留所(公道上)の掃き掃除を行い、屑入れに捨てられた塵芥物を拾い集め、団地のゴミ収集方式に従い処理する。 | 必要の都度 | |
| 5 その他 | | | |
| 5-1 発注者の指示する作業、報告事項等 | (ｲ)　月曜日から金曜日の8:00～16:00、土曜日の8:00～14:00は、業務を実施できる体制を確保し、発注者の指示により発生する清掃作業を行う(祝日を除く。)。 | 随時 | |
| | (ﾛ)　発注者の指示により、文書の掲示及び文書の配布を行う。 | 必要の都度 | 軽微なものに限る。 |
| | (ﾊ)　敷地内で動物(犬、猫、鳩等)の死骸を発見した場合、発注者に報告する。 | 必要の都度 | |
| | (ﾆ)　敷地、敷地内の施設、構築物等について破損・損傷・損耗・腐食・劣化等の不具合を発見したときは、発注者に報告をするとともに、必要により応急措置又は6に規定する簡易な作業等を行う。 | 必要の都度 | ・昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。<br>・駐車区画内に車両がある場合には当該区画内を除く。 |
| | (ﾎ)　地震、台風(強風)、降雨及びその他の災害・緊急時に発注者から指示があった場合は、災害等の発生を未然に防止する措置を講じる。また、災害が発生した場合は、速やかに被害状況の調査を行い、発注者に報告するとともに、危険な箇所については、必要に応じ応急措置又は6に規定する簡易な作業等を行う。 | 必要の都度 | (災害等を未然に防止する具体例)<br>・強風によりゴミコンテナが移動しないように、鎖等でくくる<br>・その他強風による飛散又は転倒等のおそれがあるものの固定等<br>・大量の雨水等の流入が予見される枡・溝等の排水状況の確認及び必要に応じた清掃の実施等<br>・敷地内の放置物の等の確認等<br>ただし、昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。 |
| | (ﾍ)　発注者の指示により、その他の不特定に発生する清掃作業を行う。 | 必要の都度 | 軽微なものに限る。 |
| | (ﾄ)　通路等の共用部分等にて不法駐車車両を発見した場合、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・継続的又は断続的に同じ車が駐車しているとき。<br>・芝生地等、車の乗り入れが想定されていない場所に駐車されているとき<br>・車室内のナンバープレート枠に掲示された数字と異なるナンバーの車両が車室内に駐車しているとき。 |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田二番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(ｲ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 6　その他簡易な作業（必要に応じ「その他作業等指示書」にて指示等を行うが、作業等を行った後の事後報告も可とする） | | | |
| 6-1 固定型カラーコーン再取付 | 剥れた固定型カラーコーンを接着剤により再取付する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-2 駐車禁止ポール再取付 | 剥れた駐車禁止ポールを接着剤で再取付する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-3 支障枝葉の切落し等 | 団地内の植物の枝葉等のうち、車両と接触のおそれのあるものや、通行の妨げになるもの等の枝葉の切落しを行う | 必要の都度 | ・発注者が定期的に実施する樹木の剪定業務とは異なる。<br>・危険箇所や車両を傷つけるおそれのある箇所を除く<br>（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内）。 |
| 6-4 フェンスの穴あき対応 | フェンスの破損部分について、発注者の指示により、針金等により破損部分を接合し又は先鋭部分を除去する。 | 必要の都度 | 破損の度合いが大きく対応が困難なものは作業対象としない |
| 6-5 看板等のネジ締め | 看板等の構築物のネジの緩みや外れを補正する。 | 必要の都度 | 危険箇所を除く<br>（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内）。 |
| 6-6 セーフアイ再接着 | 剥れた駐車場セーフアイを接着剤で再設置する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-7コーナーガード（柱衝突保護材）再取付 | 剥れたセーフティーガード（柱衝突保護材）を両面テープ等で再取付する。 | 必要の都度 | 対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-8 ナンバープレート設置（再設置を含む） | 発注者の指示によりナンバープレートの作成及び取り付け業務を行う。<br>また、破損したナンバープレート又はナンバープレートシールを再設置する。 | 必要の都度 | |
| 6-9 駐車禁止機材・置石の移動又は設置 | ・発注者の指示により、駐車禁止機材・置石等（概ね20kg未満で1人で移動できるものに限る）を移動又は設置する。<br>・移動又は設置した駐車禁止機材・置石等が第三者により故意に移動等をさせられたときは発注者に報告する。 | 必要の都度 | 必要な機材等は発注者が支給する。<br>移動した駐車禁止機材・置石は、安全な場所に保管しておくこと。<br>以下の場合には、発注者に速やかに報告すること<br>①発注者が移動・設置を指示した駐車禁止機材・置石等が概ね20kgの場合や、固定されている等の理由により、移動・設置が不可能な場合<br>②移動した駐車禁止機材・置石等の保管場所が確保できない場合<br>③駐車禁止機材・置石等を団地外に持ち出す必要がある場合<br>④その他、発注者の指示した内容が実施できない場合<br>※駐車禁止機材・置石の例については別表1を参照のこと |

注意事項

① 車両に傷がつかないように、細心の注意を払うこと。

② 駐車位置近くにおいて樹木があり、樹液・毛虫、その他の要因によって駐車車両に被害が発生するおそれがある場合には発注者に報告すること。

③ 6については、必要に応じ2人以上を1組として作業を実施する等、安全性の確保に十分留意すること。

（参考）

業務の発生頻度（目安）

（1）5-1(ﾆ)(ﾎ)(ﾄ)、6の各作業（ナンバープレート設置業務を除く）

駐車場33.5万台に対し、1月あたり2,660件程度発生。

76.0万戸分の住宅敷地に対し、月あたり240件程度発生。

（2）6-8ナンバープレート設置

駐車場34.5万台に対し、1月あたり8,130件程度発生。

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田三番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 敷地内共用部分の清掃 | | | |
| 1-1 団地内の通路、緑地、駐車場等の敷地内清掃 | (イ)　団地内道路、緑地、アプローチ等敷地内に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、埃等を掃き掃除し、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　駐車場内の駐車区画(機械式駐車場は地上階部分のみ)又は車路に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、埃等を掃き掃除し、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | ・建物外の駐車場(自走式の屋上階を除く)および車路は業務実施日に1回<br>・建物内の駐車場(自走式の屋上階を含む)は業務実施日2日に1回 | ・昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。<br>・駐車区画内に車両がある場合には当該区画内を除く。 |
| | (ハ)　(自走式駐車場)エレベーターの扉、壁面を拭き掃除し、床面を掃き掃除(汚れの目立つ箇所は拭き掃除)する。 | 業務実施日2日に1回 | 該当のものがある場合のみ |
| | (ニ)　大型梱包材料、廃材、古家具等の粗大ゴミが放置されている場合は、発注者があらかじめ指定した場所に運ぶ。ただし、駐車区画内のものや台車等の使用による運搬が困難な場合は発注者に報告する。 | 必要の都度 | |
| | (ホ)　落葉時期における落葉を拾い集め、適宜ゴミ袋又は収集容器に処理する。 | 必要の都度 | |
| | (ヘ)　管理サービス事務所、集会所、駐車場周り等の共用施設周り及び通路周りの手抜き除草を行う。 | 必要の都度 | 簡易なものに限る。<br>また、原則として、近接する駐車区画内に車両がある場合は除く。 |
| | (ト)　カーブミラーに付着した排気ガス等の清掃 | 必要の都度 | ・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。 |
| | (チ)　自転車置き場の埃その他塵芥物を掃き掃除し、自転車の整理を行う。 | 業務実施日2日に1回 | |
| 1-2 側溝及び溜枡の清掃 | (イ)　U字溝、L字溝等の側溝及び側溝枡の土砂その他塵芥物を除去し、良好な排水状況を保持する。ただし、暗渠部分等で人力による作業が困難な場合は発注者に報告する。 | 月1回 | |
| | (ロ)　溜枡の土砂その他塵芥物を除去する。ただし、暗渠部分等で人力による作業が困難な場合は発注者に報告する。 | 2ヶ月1回 | |
| | (ハ)　発注者の指示により、側溝及び溜枡の消毒を実施する。 | 必要の都度 | |
| 1-3 プレイロット等の清掃 | (イ)　プレイロット等に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| 1-4 ゴミ置場等の清掃等 | (イ)　集芥車がゴミを収集する前に、周辺に散乱するゴミの整理・分別作業を行う。 | 収集日 | |
| | (ロ)　集芥車がゴミを収集した後、周辺に散乱する厨雑芥物を清掃し、ゴミ置場、厨芥容器、コンテナ等を水洗い清掃する。 | 収集日 | |
| | (ハ)　自治体の収集方法に従い、資源ゴミの整理(ダンボール・新聞等をひもでくくる。ペットボトルのラベルを剥がす等)を行う。 | 必要の都度 | |
| | (ニ)　ゴミ集芥車通行のため、車止めの開閉を行う。 | 必要の都度 | |
| 1-5 共用灯 | (イ)　廊下灯、自転車置場灯、駐車場灯等の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| 1-6 その他 | (イ)　動物(犬、猫、鳩等)の糞尿の清掃を行う。 | 必要の都度 | |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田三番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 2 建物内共用部分の清掃 | | | |
| 2-1 玄関及び玄関ホールの清掃 | (イ)　玄関及び玄関ホールの床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　玄関及び玄関ホールの壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ハ)　集合郵便受箱の上部を拭き掃除する。 | 週1回 | |
| | (ニ)　宅配ボックス本体表面の汚れを拭き掃除する。 | 週1回 | |
| | (ホ)　集合郵便受箱周辺に散乱した不要なチラシ等を廃棄する。 | 必要の都度 | |
| | (ヘ)　玄関及び玄関ホールの合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-2 廊下、階段等の清掃 | (イ)　廊下、階段等の床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　廊下、階段等の壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ハ)　階段の蹴上げ、ノンスリップ等の汚れを掃除し、金属製のもので汚れが目立つ箇所は磨く。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ニ)　非常階段の床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ホ)　廊下、階段等の手摺を拭き掃除する。 | 月1回 | |
| | (ヘ)　廊下、階段等の合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-3 エレベーター及びエレベーターホールの清掃 | (イ)　エレベーターの床面を掃き掃除し、汚れの目立つ箇所は拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　エレベーターの扉、壁面を拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ハ)　エレベーターホールの床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に2回に1回 | |
| | (ニ)　エレベーターホールの壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ホ)　エレベーターホールの合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-4 窓ガラスの清掃 | (イ)　玄関、廊下、階段、共同便所、ダスト室、単身住宅の浴室、談話室等の扉ガラス、窓ガラス、風防ガラス等を拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | 危険箇所を除く(手が届く範囲内に限る)。 |
| 2-5 共用灯の管球交換、拭き掃除 | (イ)　門灯、階段灯、廊下灯、自転車置場灯、駐車場灯等の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| | (ロ)　共用灯周りの埃を掃除し、蛍光灯カバー等表面の汚れが目立つ場合は、拭き掃除する。 | 必要の都度 | ・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。 |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田三番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(ｲ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 3 集会所の清掃 | | | |
| 3-1 集会室等の清掃 | (ｲ)　集会室、廊下、玄関ホール、湯沸室等を掃き掃除し、汚れが目立つ箇所は拭き掃除する。 | 随時 | |
| | (ﾛ)　玄関ホールの下駄箱及びスリッパを拭き掃除する。 | 随時 | |
| | (ﾊ)　集会室等の屑入れに溜まったゴミ及び湯沸室の厨雑芥物を搬出する。 | 随時 | |
| 3-2 床面のワックス掛け | (ｲ)　集会室内、廊下、玄関ホール、洋室等のPタイル及びフローリングについて、掃き掃除した後、ワックス掛けを行う。 | 随時 | |
| 3-3 窓ガラスの清掃 | (ｲ)　集会所の窓ガラスを拭き掃除する。 | 随時 | 危険箇所を除く(手が届く範囲内に限る。)。 |
| 3-4 トイレの清掃 | (ｲ)　集会所トイレの床面及び便器を洗剤洗いし、トイレットペーパー及び芳香剤等の消耗品を補充する。 | 随時 | トイレットペーパー・芳香剤等の消耗品は発注者が支給する。 |
| 3-5 その他の清掃 | (ｲ)　集会所の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| | (ﾛ)　共用灯周りの埃を掃除し、蛍光灯カバー等に汚れが目立つ場合は、拭き掃除する。 | 必要の都度 | |
| | (ﾊ)　湯沸室等の換気扇を拭き掃除する。 | 必要の都度 | |
| 4 団地により特に必要な作業 | | | |
| 4-1 近隣関係上必要な作業 | (ｲ)　団地外周道路(公道)及びバス停留所(公道上)の掃き掃除を行い、屑入れに捨てられた塵芥物を拾い集め、団地のゴミ収集方式に従い処理する。 | 必要の都度 | |
| 5 その他 | | | |
| 5-1 発注者の指示する作業、報告事項等 | (ｲ)　月曜日から金曜日の8:00～16:00、土曜日の8:00～14:00は、業務を実施できる体制を確保し、発注者の指示により発生する清掃作業を行う(祝日を除く。)。 | 随時 | |
| | (ﾛ)　発注者の指示により、文書の掲示及び文書の配布を行う。 | 必要の都度 | 軽微なものに限る。 |
| | (ﾊ)　敷地内で動物(犬、猫、鳩等)の死骸を発見した場合、発注者に報告する。 | 必要の都度 | |
| | (ﾆ)　敷地、敷地内の施設、構築物等について破損・損傷・損耗・腐食・劣化等の不具合を発見したときは、発注者に報告をするとともに、必要により応急措置又は6に規定する簡易な作業等を行う。 | 必要の都度 | ・昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。<br>・駐車区画内に車両がある場合には当該区画内を除く。 |
| | (ﾎ)　地震、台風(強風)、降雨及びその他の災害・緊急時に発注者から指示があった場合は、災害等の発生を未然に防止する措置を講じる。また、災害が発生した場合は、速やかに被害状況の調査を行い、発注者に報告するとともに、危険な箇所については、必要に応じ応急措置又は6に規定する簡易な作業等を行う。 | 必要の都度 | (災害等を未然に防止する具体例)<br>・強風によりゴミコンテナが移動しないように、鎖等でくくる<br>・その他強風による飛散又は転倒等のおそれがあるものの固定等<br>・大量の雨水等の流入が予見される枡・溝等の排水状況の確認及び必要に応じた清掃の実施等<br>・敷地内の放置物の等の確認等<br>ただし、昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。 |
| | (ﾍ)　発注者の指示により、その他の不特定に発生する清掃作業を行う。 | 必要の都度 | 軽微なものに限る。 |
| | (ﾄ)　通路等の共用部分等にて不法駐車車両を発見した場合、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・継続的又は断続的に同じ車が駐車しているとき。<br>・芝生地等、車の乗り入れが想定されていない場所に駐車されているとき<br>・車室内のナンバープレート枠に掲示された数字と異なるナンバーの車両が車室内に駐車しているとき。 |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田三番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(ｲ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 6　その他簡易な作業（必要に応じ「その他作業等指示書」にて指示等を行うが、作業等を行った後の事後報告も可とする） | | | |
| 6-1 固定型カラーコーン再取付 | 剥れた固定型カラーコーンを接着剤により再取付する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-2 駐車禁止ポール再取付 | 剥れた駐車禁止ポールを接着剤で再取付する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-3 支障枝葉の切落し等 | 団地内の植物の枝葉等のうち、車両と接触のおそれのあるものや、通行の妨げになるもの等の枝葉の切落しを行う | 必要の都度 | ・発注者が定期的に実施する樹木の剪定業務とは異なる。<br>・危険箇所や車両を傷つけるおそれのある箇所を除く<br>（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3ｍまでの範囲内）。 |
| 6-4 フェンスの穴あき対応 | フェンスの破損部分について、発注者の指示により、針金等により破損部分を接合し又は先鋭部分を除去する。 | 必要の都度 | 破損の度合いが大きく対応が困難なものは作業対象としない |
| 6-5 看板等のネジ締め | 看板等の構築物のネジの緩みや外れを補正する。 | 必要の都度 | 危険箇所を除く<br>（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3ｍまでの範囲内）。 |
| 6-6 セーフアイ再接着 | 剥れた駐車場セーフアイを接着剤で再設置する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-7コーナーガード（柱衝突保護材）再取付 | 剥れたセーフティーガード（柱衝突保護材）を両面テープ等で再取付する。 | 必要の都度 | 対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-8 ナンバープレート設置（再設置を含む） | 発注者の指示によりナンバープレートの作成及び取り付け業務を行う。<br>また、破損したナンバープレート又はナンバープレートシールを再設置する。 | 必要の都度 | |
| 6-9 駐車禁止機材・置石の移動又は設置 | ・発注者の指示により、駐車禁止機材・置石等（概ね20kg未満で1人で移動できるものに限る）を移動又は設置する。<br>・移動又は設置した駐車禁止機材・置石等が第三者により故意に移動等をさせられたときは発注者に報告する。 | 必要の都度 | 必要な機材等は発注者が支給する。<br>移動した駐車禁止機材・置石は、安全な場所に保管しておくこと。<br>以下の場合には、発注者に速やかに報告すること<br>①発注者が移動・設置を指示した駐車禁止機材・置石等が概ね20kgの場合や、固定されている等の理由により、移動・設置が不可能な場合<br>②移動した駐車禁止機材・置石等の保管場所が確保できない場合<br>③駐車禁止機材・置石等を団地外に持ち出す必要がある場合<br>④その他、発注者の指示した内容が実施できない場合<br>※駐車禁止機材・置石の例については別表1を参照のこと |

注意事項

① 車両に傷がつかないように、細心の注意を払うこと。

② 駐車位置近くにおいて樹木があり、樹液・毛虫、その他の要因によって駐車車両に被害が発生するおそれがある場合には発注者に報告すること。

③ 6については、必要に応じ2人以上を1組として作業を実施する等、安全性の確保に十分留意すること。

（参考）

業務の発生頻度(目安)

（1）5-1(ﾆ)(ﾎ)(ﾄ)、6の各作業（ナンバープレート設置業務を除く）

駐車場33.5万台に対し、1月あたり2,660件程度発生。

76.0万戸分の住宅敷地に対し、月あたり240件程度発生。

（2）6-8ナンバープレート設置

駐車場34.5万台に対し、1月あたり8,130件程度発生。

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田四番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 敷地内共用部分の清掃 | | | |
| 1-1 団地内の通路、緑地、駐車場等の敷地内清掃 | (イ)　団地内道路、緑地、アプローチ等敷地内に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、埃等を掃き掃除し、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　駐車場内の駐車区画(機械式駐車場は地上階部分のみ)又は車路に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、埃等を掃き掃除し、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | ・建物外の駐車場(自走式の屋上階を除く)および車路は業務実施日に1回<br>・建物内の駐車場(自走式の屋上階を含む)は業務実施日2日に1回 | ・昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。<br>・駐車区画内に車両がある場合には当該区画内を除く。 |
| | (ハ)　(自走式駐車場)エレベーターの扉、壁面を拭き掃除し、床面を掃き掃除(汚れの目立つ箇所は拭き掃除)する。 | 業務実施日2日に1回 | 該当のものがある場合のみ |
| | (ニ)　大型梱包材料、廃材、古家具等の粗大ゴミが放置されている場合は、発注者があらかじめ指定した場所に運ぶ。ただし、駐車区画内のものや台車等の使用による運搬が困難な場合は発注者に報告する。 | 必要の都度 | |
| | (ホ)　落葉時期における落葉を拾い集め、適宜ゴミ袋又は収集容器に処理する。 | 必要の都度 | |
| | (ヘ)　管理サービス事務所、集会所、駐車場周り等の共用施設周り及び通路周りの手抜き除草を行う。 | 必要の都度 | 簡易なものに限る。<br>また、原則として、近接する駐車区画内に車両がある場合は除く。 |
| | (ト)　カーブミラーに付着した排気ガス等の清掃 | 必要の都度 | ・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。 |
| | (チ)　自転車置き場の埃その他塵芥物を掃き掃除し、自転車の整理を行う。 | 業務実施日2日に1回 | |
| 1-2 側溝及び溜枡の清掃 | (イ)　U字溝、L字溝等の側溝及び側溝枡の土砂その他塵芥物を除去し、良好な排水状況を保持する。ただし、暗渠部分等で人力による作業が困難な場合は発注者に報告する。 | 月1回 | |
| | (ロ)　溜枡の土砂その他塵芥物を除去する。ただし、暗渠部分等で人力による作業が困難な場合は発注者に報告する。 | 2ヶ月1回 | |
| | (ハ)　発注者の指示により、側溝及び溜枡の消毒を実施する。 | 必要の都度 | |
| 1-3 プレイロット等の清掃 | (イ)　プレイロット等に散乱する紙屑、石片、木片、空缶、空瓶等目立つ塵芥物を拾い集め、適宜ゴミ袋又は収集容器に分別し処理する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　遊具等に異常(遊具の破損、遊具周辺の異物や地面陥没等)を発見したときは、直ちに発注者に連絡し、必要により立入禁止等の措置を講じる。 | 異常発見の都度 | |
| 1-4 ゴミ置場等の清掃等 | (イ)　集芥車がゴミを収集する前に、周辺に散乱するゴミの整理・分別作業を行う。 | 収集日 | |
| | (ロ)　集芥車がゴミを収集した後、周辺に散乱する厨雑芥物を清掃し、ゴミ置場、厨芥容器、コンテナ等を水洗い清掃する。 | 収集日 | |
| | (ハ)　自治体の収集方法に従い、資源ゴミの整理(ダンボール・新聞等をひもでくくる。ペットボトルのラベルを剥がす等)を行う。 | 必要の都度 | |
| | (ニ)　ゴミ集芥車通行のため、車止めの開閉を行う。 | 必要の都度 | |
| 1-5 共用灯 | (イ)　廊下灯、自転車置場灯、駐車場灯等の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| 1-6 その他 | (イ)　動物(犬、猫、鳩等)の糞尿の清掃を行う。 | 必要の都度 | |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田四番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(イ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 2 建物内共用部分の清掃 | | | |
| 2-1 玄関及び玄関ホールの清掃 | (イ)　玄関及び玄関ホールの床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　玄関及び玄関ホールの壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ハ)　集合郵便受箱の上部を拭き掃除する。 | 週1回 | |
| | (ニ)　宅配ボックス本体表面の汚れを拭き掃除する。 | 週1回 | |
| | (ホ)　集合郵便受箱周辺に散乱した不要なチラシ等を廃棄する。 | 必要の都度 | |
| | (ヘ)　玄関及び玄関ホールの合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-2 廊下、階段等の清掃 | (イ)　廊下、階段等の床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　廊下、階段等の壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ハ)　階段の蹴上げ、ノンスリップ等の汚れを掃除し、金属製のもので汚れが目立つ箇所は磨く。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ニ)　非常階段の床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ホ)　廊下、階段等の手摺を拭き掃除する。 | 月1回 | |
| | (ヘ)　廊下、階段等の合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-3 エレベーター及びエレベーターホールの清掃 | (イ)　エレベーターの床面を掃き掃除し、汚れの目立つ箇所は拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ロ)　エレベーターの扉、壁面を拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | |
| | (ハ)　エレベーターホールの床面の埃その他の塵芥物を掃き掃除する。合成樹脂系の床材については、汚れの目立つ箇所を拭き掃除し、絨毯等繊維質の床材については、掃除機等により吸塵する。 | 業務実施日に2回に1回 | |
| | (ニ)　エレベーターホールの壁面・天井面の埃等を掃除する。ただし、天井ほうき等の使用により作業できる範囲内に限る。 | 3ヶ月1回 | |
| | (ホ)　エレベーターホールの合成樹脂系のタイル張部分の床面をモップ等により洗浄する。 | 月2回 | |
| 2-4 窓ガラスの清掃 | (イ)　玄関、廊下、階段、共同便所、ダスト室、単身住宅の浴室、談話室等の扉ガラス、窓ガラス、風防ガラス等を拭き掃除する。 | 業務実施日に1回 | 危険箇所を除く(手が届く範囲内に限る)。 |
| 2-5 共用灯の管球交換、拭き掃除 | (イ)　門灯、階段灯、廊下灯、自転車置場灯、駐車場灯等の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| | (ロ)　共用灯周りの埃を掃除し、蛍光灯カバー等表面の汚れが目立つ場合は、拭き掃除する。 | 必要の都度 | ・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。 |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田四番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(ｲ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 3 集会所の清掃 | | | |
| 3-1 集会室等の清掃 | (ｲ)　集会室、廊下、玄関ホール、湯沸室等を掃き掃除し、汚れが目立つ箇所は拭き掃除する。 | 随時 | |
| | (ﾛ)　玄関ホールの下駄箱及びスリッパを拭き掃除する。 | 随時 | |
| | (ﾊ)　集会室等の屑入れに溜まったゴミ及び湯沸室の厨雑芥物を搬出する。 | 随時 | |
| 3-2 床面のワックス掛け | (ｲ)　集会室内、廊下、玄関ホール、洋室等のPタイル及びフローリングについて、掃き掃除した後、ワックス掛けを行う。 | 随時 | |
| 3-3 窓ガラスの清掃 | (ｲ)　集会所の窓ガラスを拭き掃除する。 | 随時 | 危険箇所を除く(手が届く範囲内に限る。)。 |
| 3-4 トイレの清掃 | (ｲ)　集会所トイレの床面及び便器を洗剤洗いし、トイレットペーパー及び芳香剤等の消耗品を補充する。 | 随時 | トイレットペーパー・芳香剤等の消耗品は発注者が支給する。 |
| 3-5 その他の清掃 | (ｲ)　集会所の蛍光管等が切れたときは、発注者の指示によりこれを交換し、同時に器具等の汚れを拭き取る。ただし、交換作業に危険を伴う場合や器具等に異常がある場合は、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・交換する蛍光管等は発注者が支給する。<br>・危険箇所を除く(脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3mまでの範囲内)。<br>・発注者から支給された蛍光管等については、台帳等で管理すること。 |
| | (ﾛ)　共用灯周りの埃を掃除し、蛍光灯カバー等に汚れが目立つ場合は、拭き掃除する。 | 必要の都度 | |
| | (ﾊ)　湯沸室等の換気扇を拭き掃除する。 | 必要の都度 | |
| 4 団地により特に必要な作業 | | | |
| 4-1 近隣関係上必要な作業 | (ｲ)　団地外周道路(公道)及びバス停留所(公道上)の掃き掃除を行い、屑入れに捨てられた塵芥物を拾い集め、団地のゴミ収集方式に従い処理する。 | 必要の都度 | |
| 5 その他 | | | |
| 5-1 発注者の指示する作業、報告事項等 | (ｲ)　月曜日から金曜日の8:00～16:00、土曜日の8:00～14:00は、業務を実施できる体制を確保し、発注者の指示により発生する清掃作業を行う(祝日を除く。)。 | 随時 | |
| | (ﾛ)　発注者の指示により、文書の掲示及び文書の配布を行う。 | 必要の都度 | 軽微なものに限る。 |
| | (ﾊ)　敷地内で動物(犬、猫、鳩等)の死骸を発見した場合、発注者に報告する。 | 必要の都度 | |
| | (ﾆ)　敷地、敷地内の施設、構築物等について破損・損傷・損耗・腐食・劣化等の不具合を発見したときは、発注者に報告をするとともに、必要により応急措置又は6に規定する簡易な作業等を行う。 | 必要の都度 | ・昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。<br>・駐車区画内に車両がある場合には当該区画内を除く。 |
| | (ﾎ)　地震、台風(強風)、降雨及びその他の災害・緊急時に発注者から指示があった場合は、災害等の発生を未然に防止する措置を講じる。また、災害が発生した場合は、速やかに被害状況の調査を行い、発注者に報告するとともに、危険な箇所については、必要に応じ応急措置又は6に規定する簡易な作業等を行う。 | 必要の都度 | (災害等を未然に防止する具体例)<br>・強風によりゴミコンテナが移動しないように、鎖等でくくる<br>・その他強風による飛散又は転倒等のおそれがあるものの固定等<br>・大量の雨水等の流入が予見される枡・溝等の排水状況の確認及び必要に応じた清掃の実施等<br>・敷地内の放置物の等の確認等<br>ただし、昇降横行式のゲート開閉等、機械操作を伴う箇所を除く。 |
| | (ﾍ)　発注者の指示により、その他の不特定に発生する清掃作業を行う。 | 必要の都度 | 軽微なものに限る。 |
| | (ﾄ)　通路等の共用部分等にて不法駐車車両を発見した場合、発注者に報告する。 | 必要の都度 | ・継続的又は断続的に同じ車が駐車しているとき。<br>・芝生地等、車の乗り入れが想定されていない場所に駐車されているとき<br>・車室内のナンバープレート枠に掲示された数字と異なるナンバーの車両が車室内に駐車しているとき。 |

団地内一般清掃等業務仕様書

| 団地名 | ハートアイランド新田四番街 |
|---|---|

| 業務実施日 | 月曜日から土曜日 |
|---|---|
| 5-1(ｲ)に定める時間帯 | 月～金 8:00～16:00 |
| | 土　8:00～14:00 |

当該仕様書に基づき、業務予定表を前月までに提出すること。
また、完了届けとともに、月報・日報を提出すること

**Ⅰ　団地内一般清掃等**

| 作業項目 | 作業仕様 | 作業基準 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 6　その他簡易な作業（必要に応じ「その他作業等指示書」にて指示等を行うが、作業等を行った後の事後報告も可とする） | | | |
| 6-1 固定型カラーコーン再取付 | 剥れた固定型カラーコーンを接着剤により再取付する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-2 駐車禁止ポール再取付 | 剥れた駐車禁止ポールを接着剤で再取付する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-3 支障枝葉の切落し等 | 団地内の植物の枝葉等のうち、車両と接触のおそれのあるものや、通行の妨げになるもの等の枝葉の切落しを行う | 必要の都度 | ・発注者が定期的に実施する樹木の剪定業務とは異なる。<br>・危険箇所や車両を傷つけるおそれのある箇所を除く<br>（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3ｍまでの範囲内）。 |
| 6-4 フェンスの穴あき対応 | フェンスの破損部分について、発注者の指示により、針金等により破損部分を接合し又は先鋭部分を除去する。 | 必要の都度 | 破損の度合いが大きく対応が困難なものは作業対象としない |
| 6-5 看板等のネジ締め | 看板等の構築物のネジの緩みや外れを補正する。 | 必要の都度 | 危険箇所を除く<br>（脚立等の使用で容易に作業ができるものに限り、高さ3ｍまでの範囲内）。 |
| 6-6 セーフアイ再接着 | 剥れた駐車場セーフアイを接着剤で再設置する。 | 必要の都度 | 路面と一体での剥れ（破損）等、対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-7コーナーガード（柱衝突保護材）再取付 | 剥れたセーフティーガード（柱衝突保護材）を両面テープ等で再取付する。 | 必要の都度 | 対応が困難なものは発注者に報告する。 |
| 6-8 ナンバープレート設置（再設置を含む） | 発注者の指示によりナンバープレートの作成及び取り付け業務を行う。<br>また、破損したナンバープレート又はナンバープレートシールを再設置する。 | 必要の都度 | |
| 6-9 駐車禁止機材・置石の移動又は設置 | ・発注者の指示により、駐車禁止機材・置石等（概ね20kg未満で1人で移動できるものに限る）を移動又は設置する。<br>・移動又は設置した駐車禁止機材・置石等が第三者により故意に移動等をさせられたときは発注者に報告する。 | 必要の都度 | 必要な機材等は発注者が支給する。<br>移動した駐車禁止機材・置石は、安全な場所に保管しておくこと。<br>以下の場合には、発注者に速やかに報告すること<br>①発注者が移動・設置を指示した駐車禁止機材・置石等が概ね20kgの場合や、固定されている等の理由により、移動・設置が不可能な場合<br>②移動した駐車禁止機材・置石等の保管場所が確保できない場合<br>③駐車禁止機材・置石等を団地外に持ち出す必要がある場合<br>④その他、発注者の指示した内容が実施できない場合<br>※駐車禁止機材・置石の例については別表1を参照のこと |

注意事項

① 車両に傷がつかないように、細心の注意を払うこと。

② 駐車位置近くにおいて樹木があり、樹液・毛虫、その他の要因によって駐車車両に被害が発生するおそれがある場合には発注者に報告すること。

③ 6については、必要に応じ2人以上を1組として作業を実施する等、安全性の確保に十分留意すること。

（参考）

業務の発生頻度（目安）

（1）5-1(ﾆ)(ﾎ)(ﾄ)、6の各作業（ナンバープレート設置業務を除く）

駐車場33.5万台に対し、1月あたり2,660件程度発生。

76.0万戸分の住宅敷地に対し、月あたり240件程度発生。

（2）6-8ナンバープレート設置

駐車場34.5万台に対し、1月あたり8,130件程度発生。

# 団地内定期清掃　作業発注書

受注業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 作業項目 | | 作業数量 | 完了期限 | 備　考・注意事項 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

上記業務を発注します。

年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社URコミュニティ
城北住まいセンター　センター長　　印

（担当）
城北住まいセンター　お客様相談課
電話　03-3842-4611

| その他連絡事項 |
|---|
| |

# その他の作業等指示書

受注業者名

●ナンバープレートの作成及び取付

| No | 作成番号 | 設置位置 | 期限 | 備考・注意事項 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

●駐車禁止機材・置石の設置又は移動

| No | 設置機材 | 移動元 | 移動先 | 期限 | 備考・注意事項 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |

●その他

| No | 作業内容 | 期限 |
|---|---|---|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |

上記業務を発注します。

年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構業務受託者　株式会社URコミュニティ
城北住まいセンター　センター長　　印

（担当）
城北住まいセンター　お客様相談課
電話　03-3842-4611

| その他連絡事項 |
|---|
| |